

北本市教育振興基本計画

～ 共に学び 未来を拓く 北本の教育 ～

(令和5年度～令和9年度)



令和5年2月

北本市教育委員会

目 次

第1章 総論	1
I はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
II 教育を取り巻く社会の動向	5
III 第1期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点	9
1 第1期計画の達成状況と検証	9
2 今後の北本の教育課題や要点	13
IV 北本の教育の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
第2章 施策の展開	23
施策の体系	24
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	26
1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	27
2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	29
3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	31
4 進路指導・キャリア教育の推進	32
5 本物にふれる事業の推進	33
6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	34
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	36
1 基本的人権を尊重する教育の推進	37
2 人権啓発活動の推進	38
3 心の教育の推進	39
4 ボランティア・福祉教育の推進	41
5 生徒指導・教育相談体制の充実	42
6 児童生徒の健康の保持増進	44
7 運動習慣の形成と体力向上の推進	46
8 安全教育の推進と安全管理の徹底	48

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	50
1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	51
2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	53
3 教職員の資質の向上	54
4 教育環境の整備・充実	56
5 学校経営の改革推進	58
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	59
1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	60
2 地域の教育推進体制の充実	61
3 子供の読書活動の推進	63
4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	64
基本目標Ⅴ 生涯学習の支援	66
1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	67
2 学習施設の整備・運営の充実	69
3 文化芸術活動の推進	71
基本目標Ⅵ 文化財保護の推進	72
1 文化財保護の調査と研究	73
2 文化財の保存と管理	74
3 文化財の啓発と活用	75
4 郷土芸能の継承と支援	76
第3章 計画の推進に際して	78
I 社会全体で取り組むための連携、協力等	79
II 計画の着実な実現（点検・評価の実施）	81
III 数値目標（指標）等	82
参考資料	83
1 用語解説	84
2 次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱	90
3 次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	92
4 策定経過	94

共に学び 未来を拓く 北本の教育

6つの基本目標

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進



基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

第1章 総論

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

II 教育を取り巻く社会の動向

III 第2期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

- 1 第2期計画の達成状況と検証
- 2 今後の北本の教育課題や要点

IV 北本の教育の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標

I はじめに

1 計画策定の趣旨

教育の根本的な理念や原則を定める教育基本法が平成18年（2006年）12月に改正されました。改正前の教育基本法に引き続き、個人の尊厳を重んずることを宣言するとともに、新しい文化の創造を目指す教育を推進するため、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」について規定され、今後重視すべき教育の目標と理念について明確に示されました。同時に、これらの目標と理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

このため、改正教育基本法に基づく国や埼玉県教育振興基本計画の策定を受け、北本市においても、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、平成25年（2013年）3月に北本市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、おおむね10年先を見通し、北本市の教育が目指す基本理念として、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を掲げ、教育環境の充実や様々な教育課題に取り組むための5つの基本目標を定めるとともに、その目標を達成するための施策と具体的取組について体系化し、「学校施設の耐震・大規模改修の推進」、「放課後子ども教室事業の推進」、「市民大学きたもと学苑の充実」など、北本市の教育の振興のための取組を推進してきました。第2期では第1期計画の達成状況を振り返り、その成果や課題を明らかにするとともに、国及び埼玉県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化やグローバル化など、教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む北本市の教育の基本目標と施策の体系について示しました。

こうした中、第2期計画が令和4年度末に終了することから、令和5年度を計画初年度とする第3期の北本市教育振興基本計画について定めるものです。

第3期計画では、第2期計画の達成状況を振り返り、その成果や課題を明らかにするとともに、少子高齢化・人口減少の進展、あるいはグローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む北本市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。

2 計画の性格

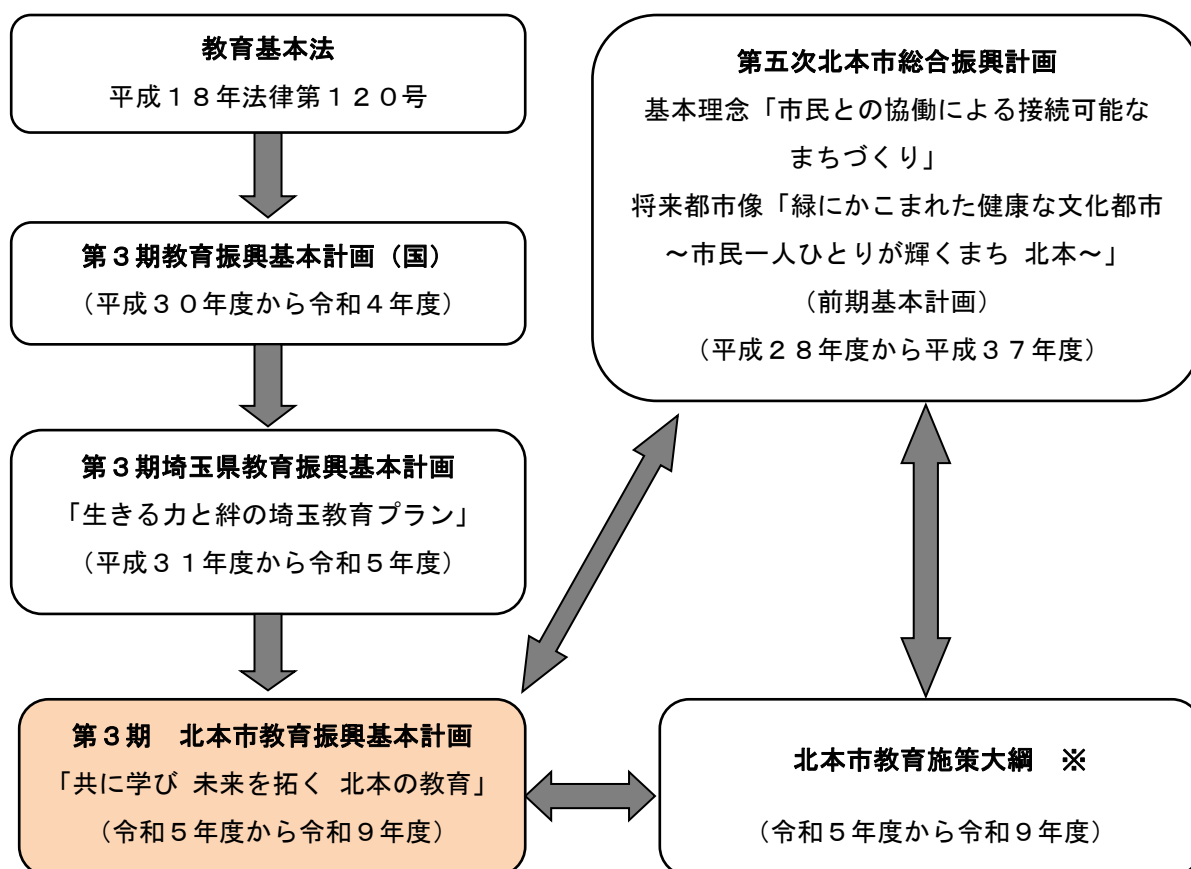
(1) 北本市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）及び平成26年6月に策定された第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31～令和5年度）を参酌しながら、北本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

(2) 「第五次北本市総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画

北本市全般の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」^{*}を踏まえた、教育行政分野における計画です。

<計画の関連図>



※「北本市教育施策大綱」とは、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方として、市長と教育委員会が総合教育会議において協議して定めるものです。

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

II 教育を取り巻く社会の動向

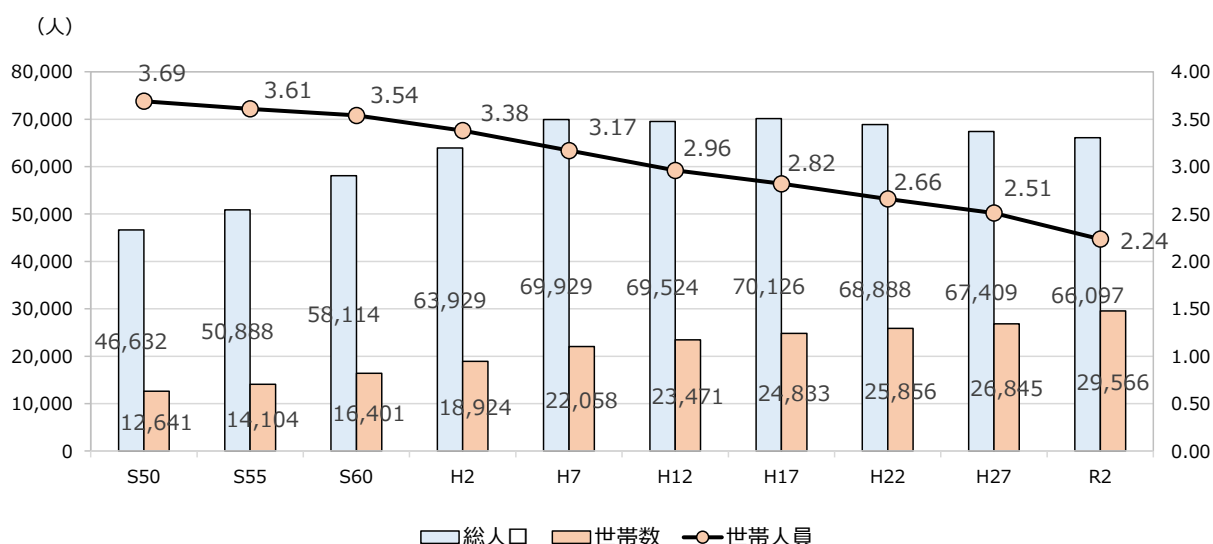
教育を取り巻く社会の動向として、(1) 人口構造の変化と経済格差の拡大、(2) 地球規模の問題の進行、(3) グローバル化及びICTの普及・発達、(4) 子供をめぐる状況の変化、(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化、(6) 教員に求められる役割の増大 が挙げられます。

(1) 人口構造の変化と経済格差の拡大

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。

北本市においても、2018年(令和1年)から2028年までの間に、総人口が9.5%減少することが見込まれ、その一方で、高齢化率については、2018年の31.6%から、2028年には35.7%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しです。

また、雇用情勢については、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数が年々増加しています。こうした状況の中で、経済的格差による子供の貧困が大きな課題となっています。



(2) 地球規模の問題の進行

グローバル化^{*}の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係は急速に高まっています。貧困や紛争、人権の抑圧、新型コロナウイルス感染症を始めとする様々な感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しており、一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

(3) グローバル化及びICTの普及・発達

グローバル化や飛躍的なICT^{*}(情報通信技術)の普及・発達に伴い、人・情報・経済・様々な文化・価値観などが国境を越えて流動化し、変化の激しい社会に移行しています。

特に、スマートフォンの普及とあわせて利用者が急増するメッセージングアプリの活用や、SNS^{*}(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの活用による生活に密着した情報の発信や利用は、かつてないスピードで進んでおり、これらICT化の目覚ましい進歩は、グローバル化を進展させる大きな要因となるとともに、経済構造に変化をもたらしつつあります。

こうした、グローバル化やICT化の進展に対応することができる高度な知識と能力を有し、かつ、世界的規模で活躍することができる人材の育成が求められていると同時に、情報セキュリティの確保や情報モラル^{*}の育成などの対応が必要となっています。

(4) 子供をめぐる状況の変化

幼児教育は、その後の人格形成の基礎を培うものであり、子供の人生にとって非常に重要なものです。一方、昨今の社会状況の変化などによる生活体験の不足などから、幼児の教育において基本的な技能などが十分に身に付いていないという課題が指摘されており、幼児教育の重要性と課題への認識が改めて高まっています。

また、子供たちの体力については、近年では運動をする子供としない子供の二極化の傾向も顕在化しています。

障害のある子供の教育については、発達障害を含めた障害のある子供の幼稚園、小・中学校、高等学校への修学希望も増加傾向にあります。

また、性的マイノリティ^{*}などの社会生活上様々な課題を抱えている子供への対応も求められています。

(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化

核家族など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下や、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立も指摘されています。

また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないという課題も示されています。

更なる高齢化を迎える中で、地域が豊かな生活を送ることや災害発生時等において地域で支えあうためには、地域の役割が大きくなっています。

(6) 教員に求められる役割の増大

近年、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待は、一方で教員の長時間勤務という形で表れ、教員に負担が掛かっていることが指摘されています。また、教育の内容や方法が変化する中で、教員自身が知識・技能を継続的に高めていく必要があります。

Ⅲ 第2期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

1 第2期計画の達成状況と検証

第2期計画では、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に掲げ、5つの基本目標と、その基本理念に基づく28の施策を定め、様々な事業に取り組んできました。

ここでは、第2期計画の主な施策の達成目標として掲げました、令和4年度末の数値目標（指標）に対する達成状況及び検証結果を示します。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

関連施策：施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善 ほか

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
県学習状況調査の各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合	100.0%	50.0%	令和3年度末

*第3期計画では、児童生徒の学力と自立する力をさらに育成するため、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育や地域の教育力を活用した取組等の一層の充実化を図ります。（学校教育課）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

関連施策：施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクである児童生徒の割合	87.0%	76.7%	令和3年度末

*本市では、指標に示す目標値にまだ到達していないものの、中学校では体力に向上傾向がみられ、小学生の体力は未だ低迷傾向がみられます。このことから第3期計画でも、引き続き体力向上に向けた取組を実施します。（学校教育課）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

関連施策：施策6 児童生徒の健康の保持増進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校給食における地場産食材の使用量	10,000 kg	10,285 kg	令和3年度末

*学校給食における地場産食材の使用量については、令和3年度末時点で目標を達成しました。児童生徒数の影響もありますが、今後も使用料の増加を図ります。（教育総務課）

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

関連施策：施策1 学校4・3・2制をはじめとした異校種間連携の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	240回/年	55/年	令和3年度

*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は感染症拡大防止対策を十分に講じた上で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫し、推進していきます。(学校教育課)

関連施策：施策4 教育環境の整備充実 ほか

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
放課後子ども教室における学童保育室との共通プログラムの実施頻度	各教室 35回/年	各教室 0回/年	令和3年度

*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は新しい生活様式の中で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫していきます。(生涯学習課)

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

関連施策：施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校応援団の年間支援活動日数 (1校平均)	180日	136日	令和3年度

*新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの支援活動を制限せざるを得ない状況でした。今後は目標達成に向けて、支援活動内容や運営方法について工夫し、推進していきます。(学校教育課)

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

関連施策：施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
市民大学きたもと学苑の講座数	250講座	178講座	令和3年度末
人財情報バンク登録者数	180人	187人	令和3年度末
市役所出前講座	35件/年	18件/年	令和3年度末

*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は新しい生活様式の中で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫していきます。(生涯学習課)

関連施策：施策2 学習施設の整備・運営の充実

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
市民1人当たりの公民館年間利用回数	7.5回	4.2回	令和3年度末
市民1人当たりの図書資料年間貸出数	5.8冊	4.7冊	令和3年度末
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	1.0回	0.6回	令和3年度末

*各指標の目標達成を踏まえた上で、公民館利用については、若い方の利用を促進する事業を実施して利用増加をさらに目指し、図書資料についても、こども図書館や各図書施設の資料の充実やPRを実施し、貸出数の伸びを目指します。(生涯学習課)

基本目標VI 文化財保護の推進

関連施策：施策1 文化財保護の調査と研究

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
保護されている指定・登録文化財件数	55件	53件	令和3年度末

*市指定文化財数については、文化財の調査、研究に取り組んできましたが、対象となる指定文化財候補の審議と価値判断に時間がかかり、目標達成に至りませんでした。現状値を踏まえ、目標値の見直しを図るとともに、引き続き、文化財の保護と保存に向けて調査、研究を進めていきます。(文化財保護課)

関連施策：施策3 文化財保護の啓発と活用

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	30講座	33講座	令和元年度末

*小中学校学習支援講座数については、各学校での社会科授業等で学習支援を実施していますが、各学校の事情により学習支援が実施できない場合も多く、目標講座数に至りませんでした。本市の歴史や文化財にふれる貴重な学習講座であることから、各校との連携強化を図り、今後の講座数の増加に繋がる様、努めていきます。(文化財保護課)

【参考掲載】第2期北本市教育振興基本計画の数値目標（指標）等の達成状況の推移

基本理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

指標	各年度末の達成状況				目標値
	平成 30年度	平成 31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県学習状況調査の各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合	50.0%	71.4%	35.7%	50%	100.0%
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクである児童生徒の割合	82.3%	78.6%	-	76.7%	87.00%
学校給食における地場産食材の使用量	7,573 kg	8,227 kg	9,067 kg	10,285 kg	10,000 kg
放課後子ども教室における学童保育室との共通プログラムの実施頻度	各教室 6回/年	各教室 8回/年	各教室 0回/年	各教室 0回/年	各教室 35回/年
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	197回/年	204回/年	18回/年	55回/年	240回/年
学校応援団の年間支援活動日数（1校平均）	128日	185日	117日	135日	180日
市民大学きたもと学苑の講座数	223講座	238講座	90講座	178講座	250講座
人財情報バンク登録者数	157人	168人	184人	187人	180人
市役所出前講座	23件/年	25件/年	6件/年	18件/年	35件/年
市民1人当たりの公民館年間利用回数	7.2回	6.4回	2.8回	4.2回	7.5回
市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	5.5冊	5.0冊	4.0冊	4.7冊	5.8冊
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	0.9回	0.9回	0.4回	0.6回	1.0回
保護されている指定・登録文化財件数	53件	53件	53件	53件	55件
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	32講座	33講座	8講座	17講座	30講座

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種事業が中止となったことから、指標に影響が出ていますのでご了承ください。

2 今後の北本の教育課題や要点

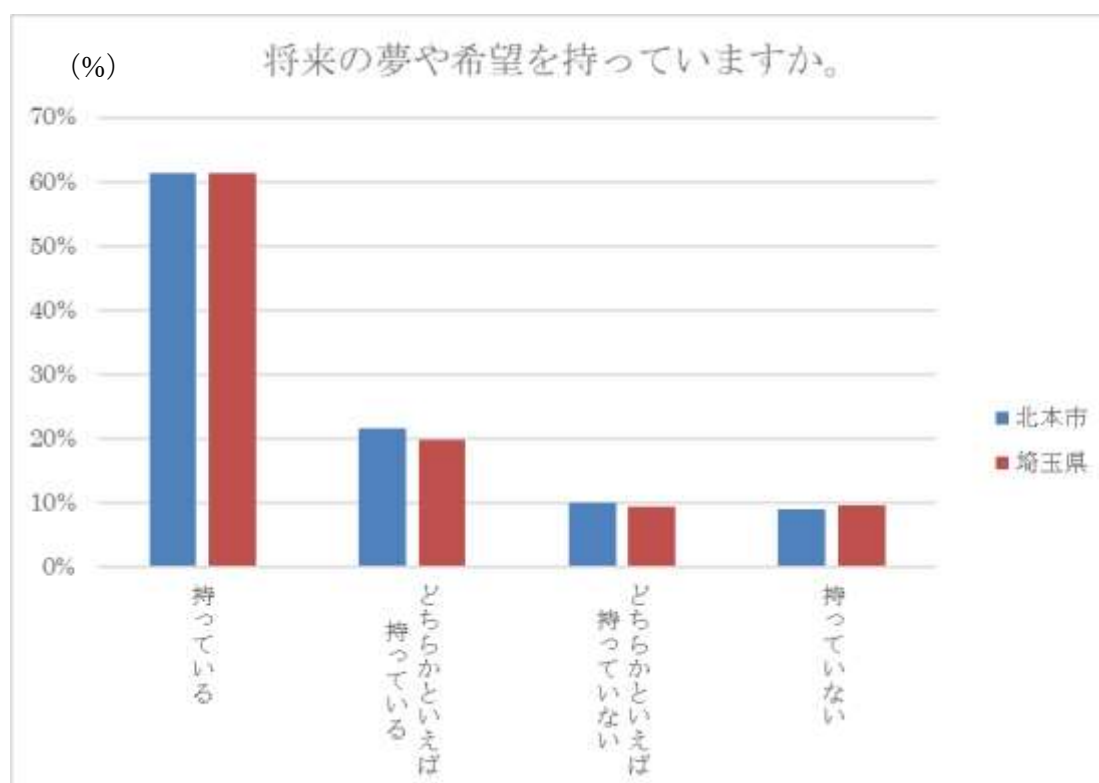
教育を取り巻く社会の動向や第1期、2期計画の検証結果などから、今後の北本市の教育課題や教育施策を展開していく上での要点として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校の教育活動、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習、(6) 文化財保護 の6つに大きく整理することができます。

(1) 確かな学力と自立する力について

■ 生きる力の育成

変化が激しい現代の社会において、将来を予測することはますます困難なものとなっています。これからの社会を担っていく子供たちが、幸福な生涯を実現していくためには、夢や志を持ち、学びをとおして人生を切り拓き、社会の中で役割を果たすことのできる人へ育成していくことが求められています。

そのためには基礎的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用して問題を解決する能力や豊かな人間性、たくましく生き抜くための健康・体力、つまり「生きる力」の育成が引き続き必要です。

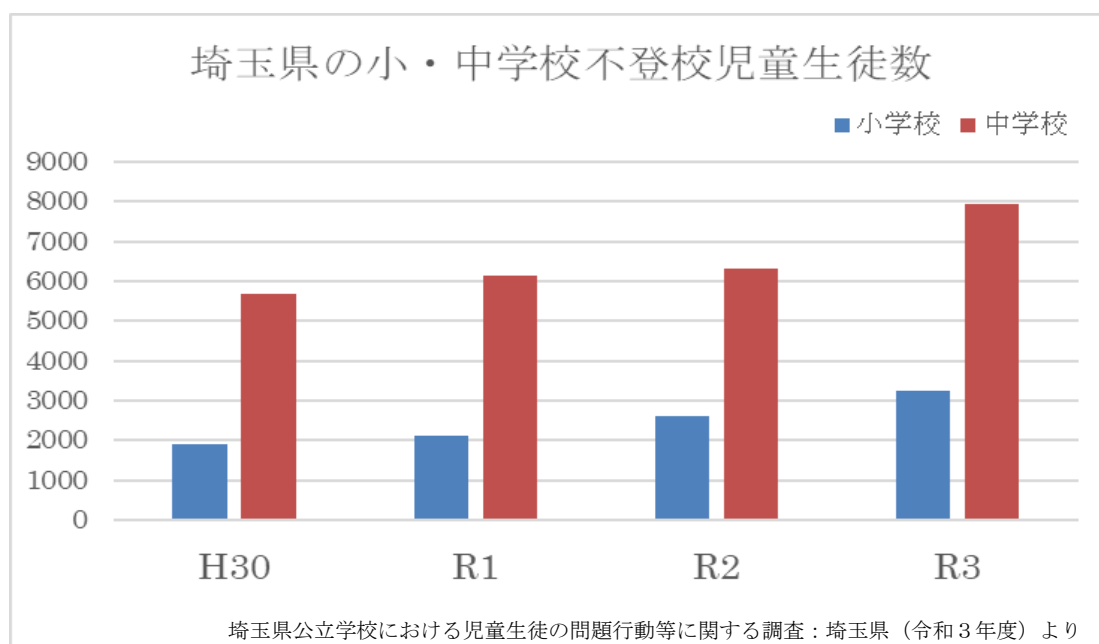
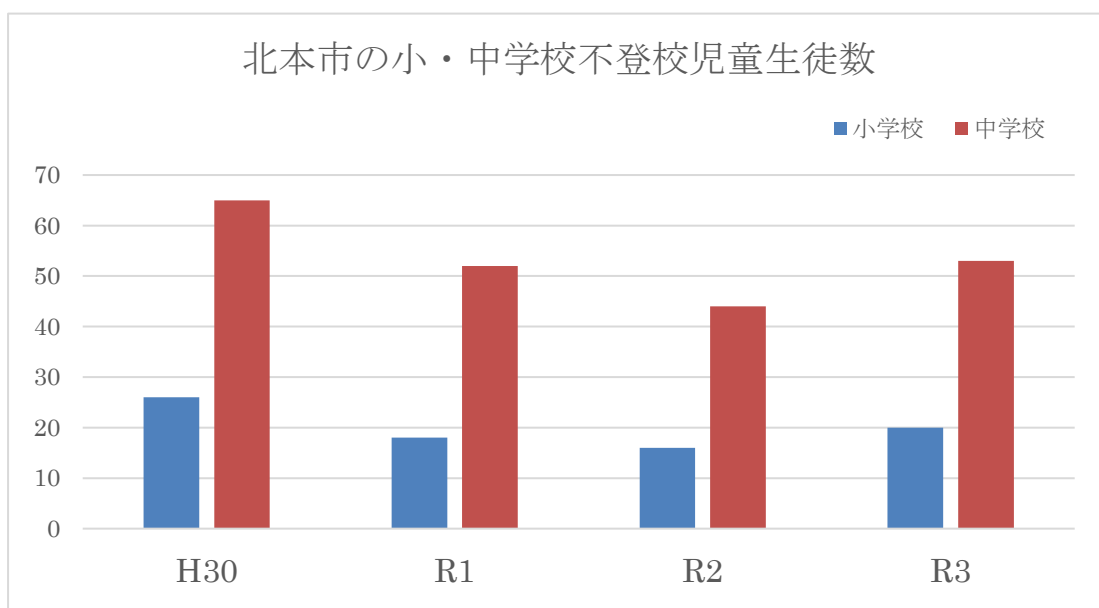


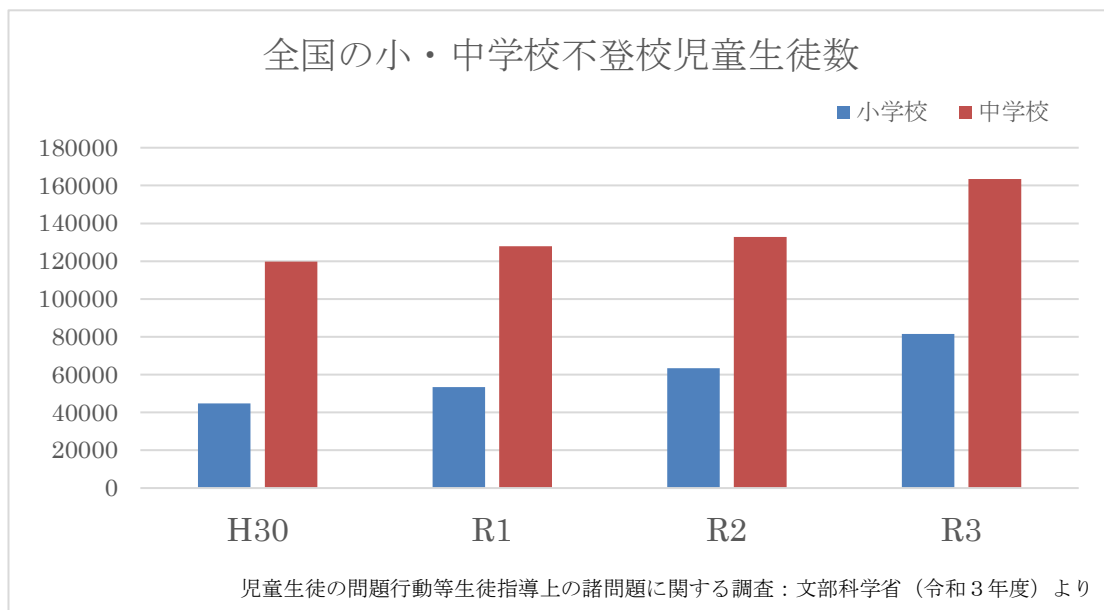
(2) 心や体について

■ 不登校の解消*

不登校により、児童生徒の「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

北本市の不登校児童生徒数は、ここ数年増加しており、特に中学校における不登校の解消について、引き続き大きな課題と考えられます。

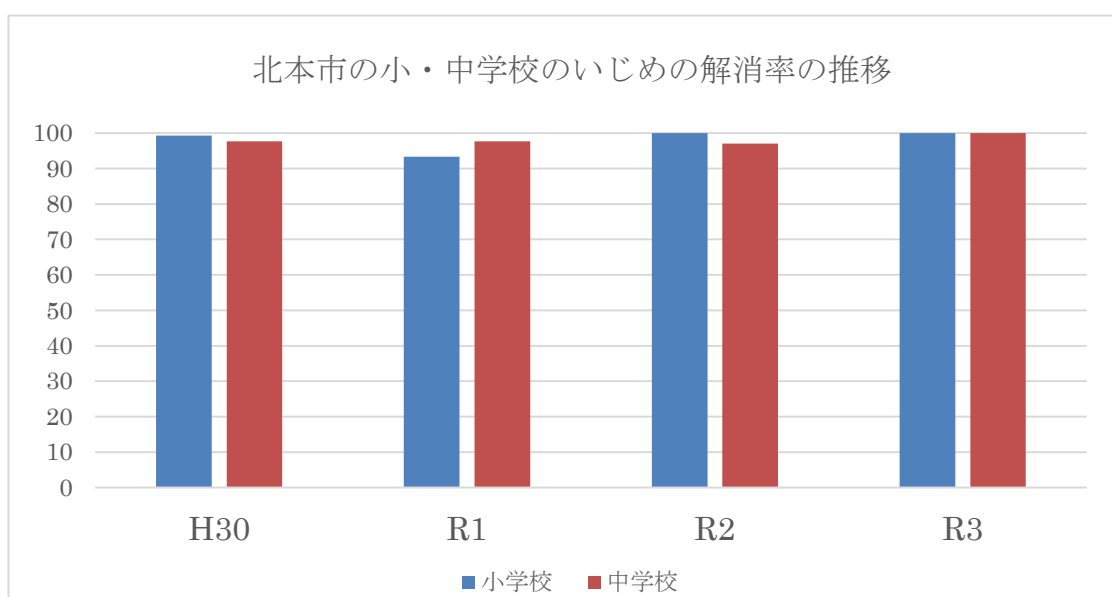




■ いじめの解消

*

被害者を一方的に苦しめる「いじめ」は本市において、ここ数年は解消率100%で推移していますが、どの学校でも起こりうると認識した上で積極的に認知し、「いじめの解消率」を100%とするため、早期対応に努めることが重要です。近年は、スマートフォンなどの普及に伴い、児童生徒の所持率も高まる傾向にあるため、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースの発生の増加が引き続き懸念されます。

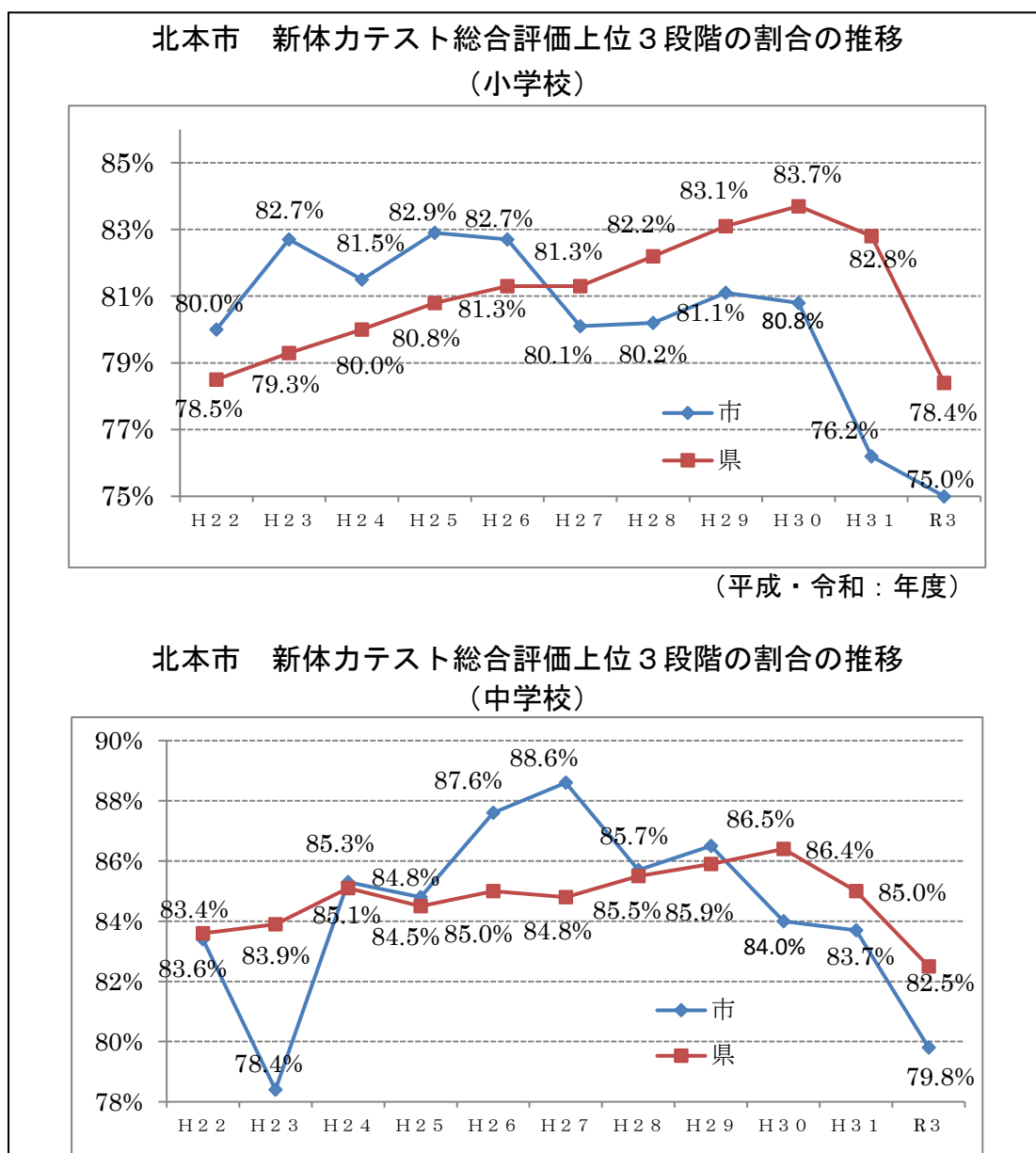


■ 児童生徒の体力の向上

社会や生活環境の変化に伴い、全国的に体力の低下がみられていましたが、学校等での体力向上の取組が功を奏し、徐々に向上傾向がみられるようになりました。

北本市の児童生徒たちも第1期計画の取組により、体力の低下傾向に歯止めがかかり、新体力テストでは、総合評価5段階中3段階以上（A～C）の児童生徒が、小学校で80.2%・中学校で85.7%となるなど、体力的に良好な状態を維持しています。

人間の活動の源であり、生涯にわたり明るく健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力など、精神面の充実にも深くかかわっている体力を、引き続き向上させることが重要です。



(3) 学校の教育活動について

■ 学校運営の改善

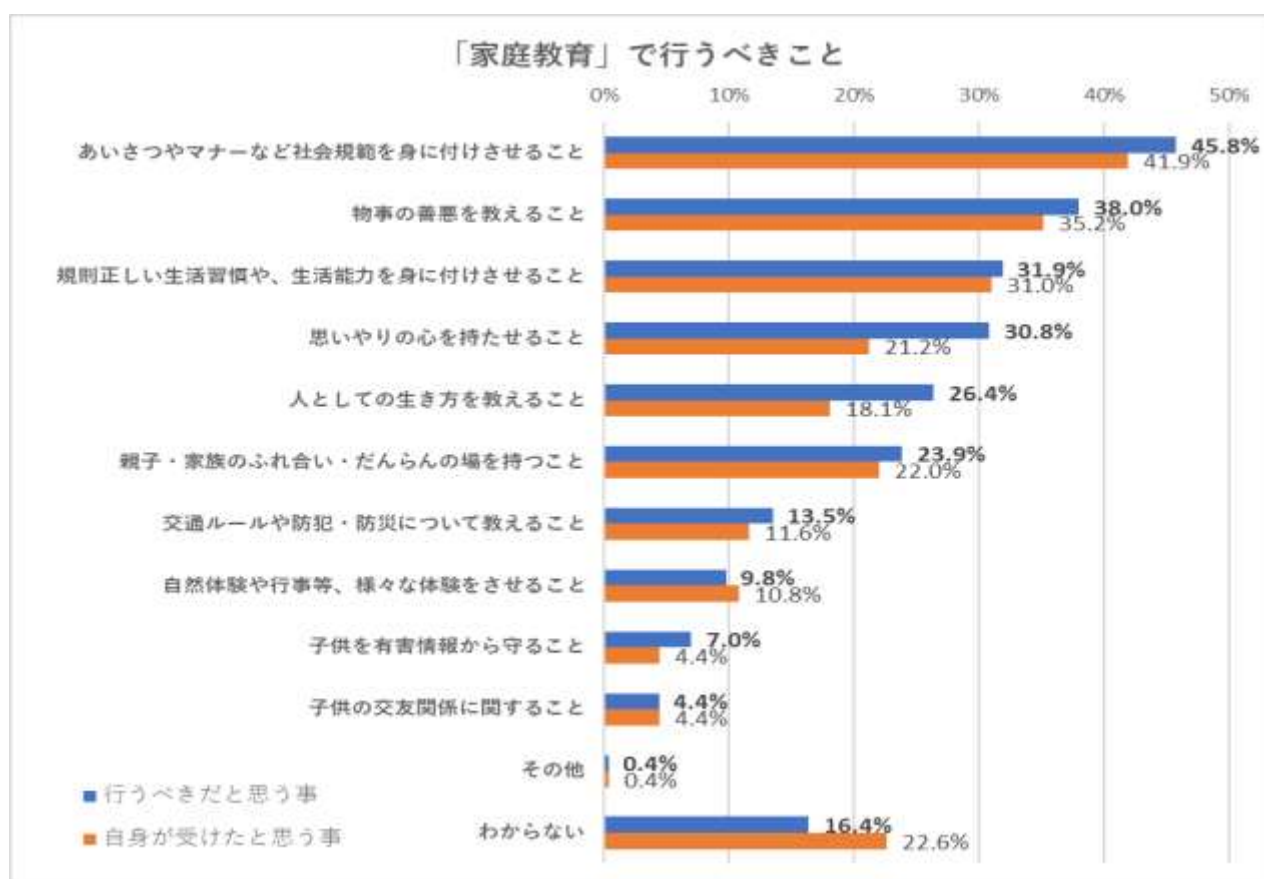
学校の様々な課題解決のために、教職員一人一人が学校運営に参画し、組織的な体制を強化することが必要です。また、保護者や地域に対して、開かれた学校づくりを進めるために、学校において自己評価を行うとともに、保護者や地域住民などによる学校関係者評価^{*}を実施し、その結果を公表して、学校運営の改善を図ることが重要です。

(4) 家庭や地域の教育について

■ 家庭・地域の教育力の向上

近年、地域社会の連携力が低下し、近隣との関係が希薄になってきているといわれています。北本市では、コミュニティ活動をはじめ、地域での教育に関する事業やPTAと協働した家庭教育学級^{*}が行われていますが、その活動をとおして、豊かな人間関係を構築していくことが大切です。

今後も、人と人のつながりや学校・家庭・地域の結び付きを重要視し、家庭、地域の教育力をより高めていくためには、これまでの事業の実施・運営方法について、さらに工夫していく必要があります。



令和3年度文部科学省による委託事業

「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究～『家庭教育』に関する国民の意識調査～」
調査結果報告書より

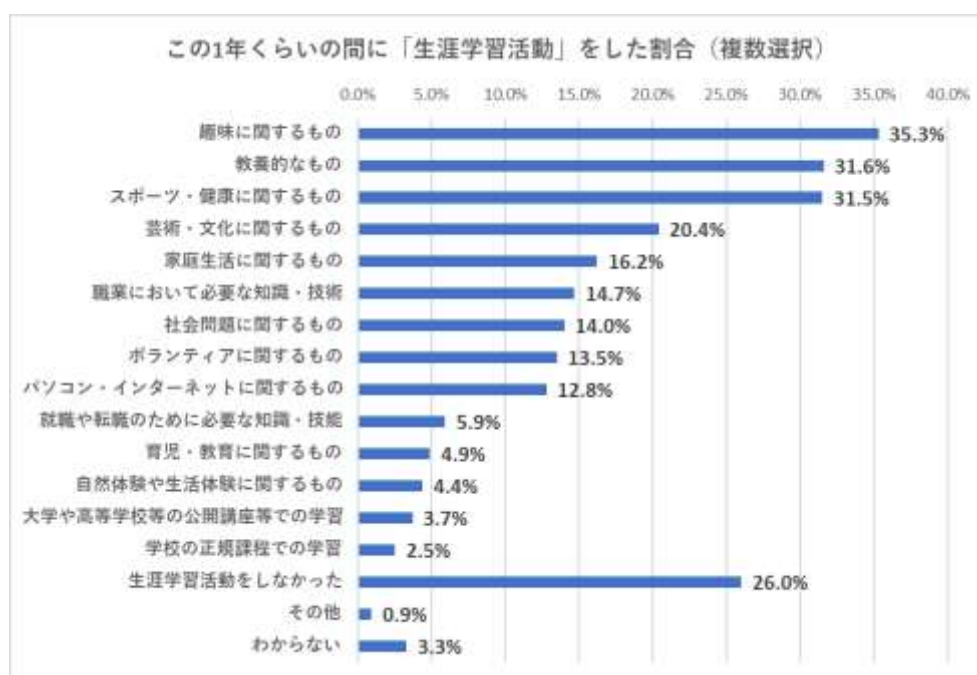
(5) 生涯学習について

■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、リカレント教育^{*}を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。

また、埼玉県の統計によると、約26%の方が過去1年間に生涯学習活動をしなかったと回答しています。このため、生涯学習をできる環境を整えることも重要な課題です。

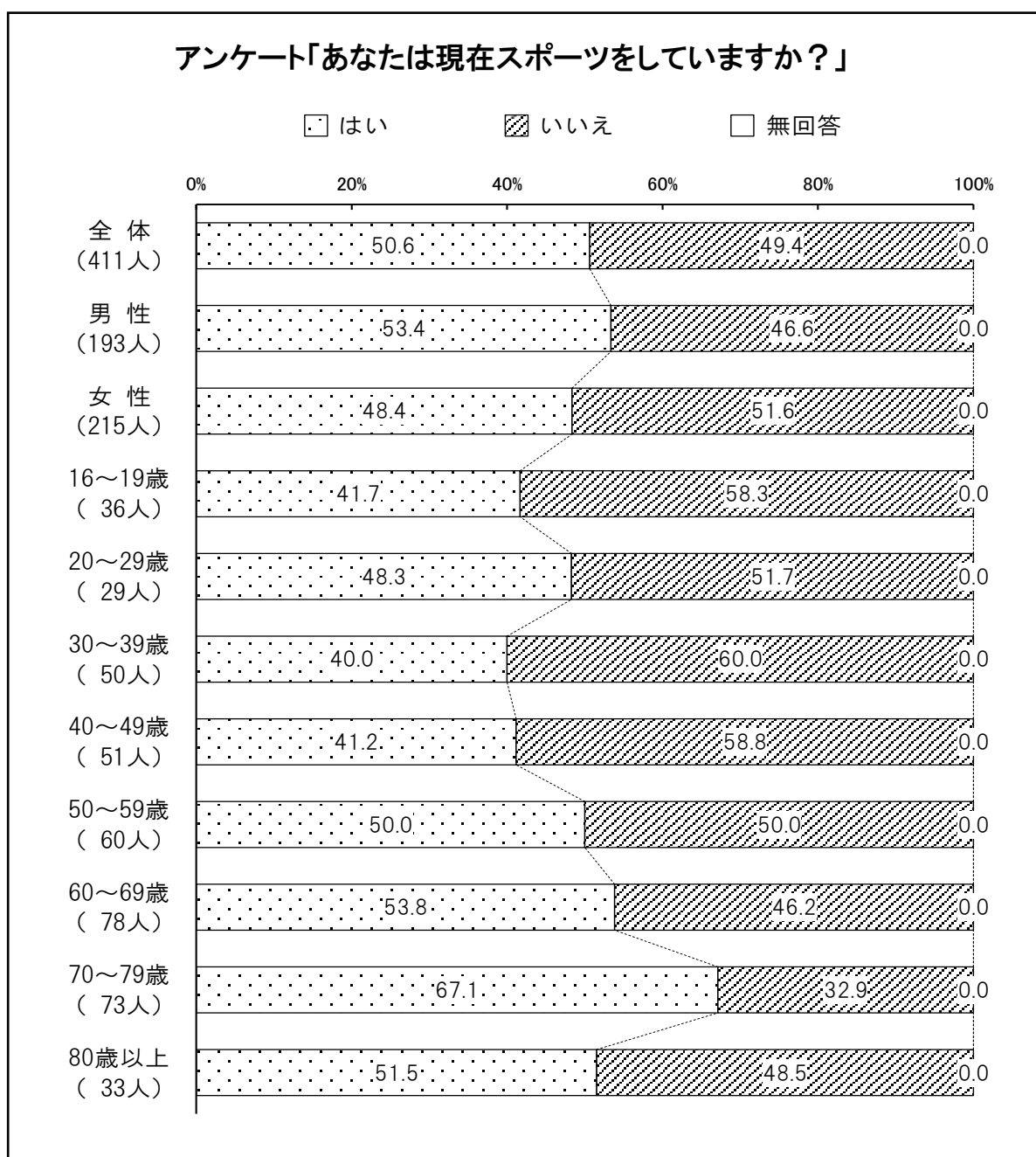


埼玉県県政サポーターアンケート（令和4年3月）より

■ スポーツ活動への支援

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとされていますが、スポーツやレクリエーション活動に関するアンケートでは、「仕事や家事・育児等が忙しい」「近くに施設や場所がない」「費用がかかる」という理由で、北本市における運動やスポーツの実施率は50%を程度となっています。特に、30～40歳代の運動離れが顕著です。

市民が自らの年齢、興味、目的に応じてスポーツ活動に親しめるよう、多様化した課題やニーズに対して積極的、かつ、総合的に取り組む必要があります。



(6) 文化財保護について

■ 文化財保護の推進

文化財保護の推進につきましては、市内に残る歴史遺産の保護と文化財の散逸を防ぐために適切な保存・収集を図るとともに、活用の推進、啓発が求められています。このため、重要遺跡の調査・研究を進めるとともに、文化財保護施設の整備を推進し、文化財にかかわる情報発信に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、小・中学生の社会科学習支援や文化財保護活動への参加をはじめ、市民への歴史講座などへの支援を行います

また、文化財の普及、保護意識の啓発を推進します。

Ⅳ 北本の教育の基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、平成25年2月に策定しました、第1期及び第2期北本市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本理念として、「共に学び未来を拓く 北本の教育」を掲げて、計画を推進してまいりました。

第3期計画においても、色あせることのない次の基本理念を継承してまいります。

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【計画策定の趣旨】

- 中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定します。
- 教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- 第1期及び2期北本市教育振興基本計画の理念を継承しつつ、見直し等を図り、今後5年間に取り組む基本目標と施策の体系を示します。

2 基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

主体的で対話的な深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング^{*}）の視点から、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高めます。

また、時代や社会の変化に対応した教育、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育^{*}を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、地域の特色及び様々な専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幅広い世代において多様性を認め合う心、相手を思いやる心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発の推進を図ります。

学校においても、こうした他人を思いやる心や公共の精神^{*}を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめ^{*}や不登校^{*}、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

安全で快適な教育環境の整備を推進するとともに、各小・中学校の積極的な情報発信や学校運営協議会の開催等により、地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを目指します。

また、教職員の働き方改革に取り組むとともに、研修の充実や適正な人事配置、人事評価制度の活用等により、一人一人の教職員の資質や総合的な学校力の向上を図ります。

さらに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の連携、小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

IV 家庭・地域の教育力の向上

子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心等を養うため、家庭教育に関する学習機会の充実やPTA活動を推進するとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供

の読書活動を推進します。

さらに、地域活動室の事業と学校応援団の活動の推進をとおして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図ります。

V 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、機会の創出や情報の提供に努めます。

さらに、文化芸術活動の支援や発表の場の提供をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

VI 文化財保護の推進

北本で長く培われてきた歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。

第2章 施策の展開

施策の体系

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

基本目標	施策
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
	2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
	3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
	4 進路指導・キャリア教育の推進
	5 本物にふれる事業の推進
	6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
基本目標Ⅱ 豊かな心と健康やかな体の育成	1 基本的人権を尊重する教育の推進
	2 人権啓発活動の推進
	3 心の教育の推進
	4 ボランティア・福祉教育の推進
	5 生徒指導・教育相談体制の充実
	6 児童生徒の健康の保持増進
	7 運動習慣の形成と体力向上の推進
	8 安全教育の推進と安全管理の徹底
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
	2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
	3 教職員の資質の向上
	4 教育環境の整備・充実
	5 学校経営の改革推進
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
	2 地域の教育推進体制の充実
	3 子供の読書活動の推進
	4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

基本目標	施策
基本目標Ⅴ 生涯学習と スポーツの 振興	1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
	2 学習施設の整備・運営の充実
	3 スポーツ活動の推進
	4 文化芸術活動の推進
基本目標Ⅵ 文化財保護の 推進	1 文化財保護の調査と研究
	2 文化財の保存と管理
	3 文化財の啓発と活用
	4 郷土芸能の継承と支援

※生涯スポーツ関連事務が令和2年度より教育委員会所管事務となりました。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策 1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
施策 1 の主な所管課：学校教育課	
施策 2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
施策 2 の主な所管課：学校教育課	
施策 3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
施策 3 の主な所管課：学校教育課	
施策 4	進路指導・キャリア教育の推進
施策 4 の主な所管課：学校教育課	
施策 5	本物にふれる事業の推進
施策 5 の主な所管課：学校教育課	
施策 6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
施策 6 の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善

—現状と課題—

児童生徒が未来を切り拓いていく力を身につけるためには、一人一人の成長に着目し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育が必要です。

学習到達度調査（PISA）によると、日本の生徒の学力は改善傾向にある一方で、判断の根拠や理由を明確にしながらか、自分の考えを述べることについて課題が指摘されています。

どのような時代であっても身に付けておくべき知識・技能だけではなく、自ら問題を発見し、解決する力や答えが一つではない困難な問題にも自ら答えを見出していくための思考力・判断力・表現力、さらには、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度等、発達段階に応じた児童生徒の育成が必要です。

■施策の方向性

- 国や県の学習状況調査の結果などの分析をもとに、各小・中学校が学力の状況を把握し、課題を見出して実効ある対策を立て、積極的に授業に生かすとともに、家庭と積極的に連携し、家庭学習の定着を図ります。
- 課題研究や校内研修を活用し、小・中学校の教職員の交流を図り、教職員の指導力向上を目指します。

■主な取組

- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
 - ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域と連携・協働し子供たちに必要な資質・能力を育成するために、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的資源の確保、実施状況に基づく改善をとおして、教育課程に基づく教育活動の質の向上に努めます。
- 新たな教育課題に対応した教員養成と指導力向上研修
 - ・新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を実現するため、教員の指導方法について再構築を進め、教員が指導法を改善できる研修会を実施します。
 - ・学び続ける意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、児童生徒の意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導内容や方法を工夫し、改善を図ります。
- 義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育（学校4・3・2制）^{*}の推進

- ・小・中学校で連携し、児童生徒の発達段階やその特性に応じて、適切に支援します。
- ・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、児童生徒の指導に関する情報の共有化などを図ります。

○きめ細かな学習指導を展開するための少人数学級の充実

- ・小1～小6における35人程度学級を段階的に実施し、個に応じた指導や発達段階に応じた指導を行うことで、規律ある態度の育成や学力向上を図ります。
- ・少人数学級での研究授業を実施することで、教員の指導力を高め、学力向上へつなげます。

○各種学力・学習状況調査や学級満足度調査などを活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価

- ・各小・中学校で学力の課題を設定し、学力向上プラン^{*}をもとに実行ある対策をし、授業の工夫改善を図るとともに、学力向上推進委員会^{*}でその達成度を評価します。
- ・学校生活を調査するアンケートを実施することで、児童生徒一人一人の状況、クラス全体の状況を把握し、学級経営の改善を図るとともに、学力向上やいじめ^{*}、不登校^{*}などの課題の解決を図ります。

○地域の教育力を活用した補習事業の「ナイトスクール^{*}」及び土曜日・長期休業日における補習の推進

- ・児童生徒一人一人の学力の向上を図るために、各小・中学校の実態に合わせて、学習支援のボランティアの協力を得るなど、地域の教育力を活用した補習を実施します。
- ・学ぶ意欲を支え、学力の向上を図ることを目的に、中学生の希望者を対象とした補習事業の「ナイトスクール」を、教員OB等の協力のもと実施します。

ナイトスクールで学ぶ生徒



基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

—現状と課題—

近年ICT分野の技術革新は目覚ましく、IoTやAIなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わるSociety 5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方やそのものが、これまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変化しています。このような予測困難な社会に対応するため、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現することが求められています。そのため、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末や高速大容量の通信ネットワーク等のICT環境を最大限活用した授業の推進やICT環境の保守整備、情報モラル教育や研修、適切なセキュリティ対策等に取り組むことが必要です。さらに、児童生徒の情報活用能力の育成をより一層図ることが求められています。

このほかにも、小・中学校においては、持続可能な社会づくりという視点から環境教育を実施することが求められています。

また、言語活動の充実が求められる中、学校図書館においては、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして有効活用することが求められています。そのためには、施設設備の充実、管理体制の整備が必要です。

■施策の方向性

- 国際理解教育を推進するため、ALTを活用した児童対象の長期休業期間における外国語活動や小・中学校教員対象の外国語活動研修等を実施し、外国語や国際理解教育に関する指導方法の工夫・改善に努め、グローバル化社会に対応できる児童生徒の育成を図ります。
- 児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成します。また、情報モラルについての理解を深めます。
- 将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会づくりに向けた環境教育を推進します。
- 学校図書館を積極的に活用できる環境づくりに努め、読書活動を推進します。

■主な取組

- 国際理解教育の推進
 - ・ALTを計画的に配置するとともに、ALTを活用した企画を立案・実施し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる外国語教育の充実を図ります。
 - ・わが国の伝統文化を理解し、尊重する態度をはぐくむとともに、諸外国の文化に対す

る理解を深め、広い視野をもった児童生徒を育てる教育を推進します。

- ・小学校段階からの外国語活動をさらに推進するために、長期休業期間等を活用した、児童・教職員対象の外国語活動研修を実施します。

○情報教育の推進

- ・情報技術を適切かつ効果的に活用していくための基本的な資質を育成するため、ICT機器などを活用した学習活動を充実します。
- ・全ての教員がICT機器を活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のために研修を充実します。
- ・情報モラル^{*}教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。
- ・児童生徒に対して、情報モラルを含めたネットトラブル等の防止に関する指導を積極的に実施します。
- ・校内LANやWi-Fiを活用した情報の共有化や作業の簡略化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現^{*}を図ります。
- ・GIGAスクール構想に基づく一人一台端末等を活用し、インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。

○環境教育の推進

- ・学校生活や家庭生活中、自然を大切に思う思いをはぐくみ、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する循環型社会を目指すための教育を推進します。
- ・自然に対する関心を高めさせるとともに、地域の人々と連携し、学校緑化運動や自然学習センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。

○学校図書館教育の充実

- ・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をとおして、多様な指導の展開を図ります。
- ・読み聞かせや朝読書等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。
- ・全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。
- ・全校に図書館指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。

令和3年度から導入した
学習用タブレットと
電子黒板



基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組

—現状と課題—

近年、子供たちの学習意欲、学力、規範意識や体力の低下などが指摘されています。このため、学校・家庭・地域が連携して教育活動を展開し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる必要があります。

■施策の方向性

- 小・中学校、家庭、地域が連携し、令和の日本型学校教育の構築を目指した取組により、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせ、児童生徒の生きる力をはぐくみます。

■主な取組

- 「学力」・「規律ある態度」・「体力」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育の推進
 - ・児童生徒が「読む・書く」・「計算」の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。
 - ・学習指導要領の着実な実施により、はぐくむべき資質・能力の育成を目指します。
 - ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けさせることができるよう、指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、学級経営を中心とした教育活動の充実に努めます。
 - ・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。
 - ・「体力」について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなど、体力向上に取り組みます。
- 知識の理解の質を高め、確かな学力を育成する教育の推進
 - ・児童生徒一人一人の学力の向上や生きる力を育てるため、発達段階と各小・中学校の実態を踏まえながら、地域の教育力を活用した学習の支援を実施します。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

—現状と課題—

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化を背景として、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しています。このような変化の中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、組織的・系統的な進路指導・キャリア教育の推進が求められています。

様々な教育活動を通じ、児童生徒が身に付けるべき基礎的・汎用的能力(①人間関係形成・社会形成能力②自己理解・自己管理能力③課題対応能力④キャリアプランニング能力)の育成を中心に、指導・支援する必要があります。

■施策の方向性

- 小学校段階からの教育活動を通じてキャリア教育を推進し、社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力をはぐくみます。
- 生徒が学校での学びと将来の生活や社会、職業などとの関連が意識できるよう、地域・家庭・企業などが一体となって、職場体験活動を推進します。

■主な取組

- キャリア・パスポートの活用
 - ・児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりし、自身の変容や成長を自己評価できるよう支援します。
- 積極的な進路相談の実施
 - ・児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を実施します。
- 家庭や関連機関との連携の強化
 - ・学校だより、家庭教育講演会等で進路選択に関する家庭での教育を啓発・支援します。
 - ・職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。
- 職場体験の充実
 - ・企業や施設などにおける職場体験を地域や関係機関と一体となって実施し、実践的な職業教育を充実させます。
- 職業教育・産業教育の推進
 - ・社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策5 本物にふれる事業の推進

—現状と課題—

近年、ICTの目覚ましい発展により、多くの情報が早く入手できるようになっています。さらに、その情報もバーチャル^{*}でありながら本物に近くなってきています。短時間にそして簡単に知りたい情報を入手できることから、調べ学習などにもICTが活用されています。しかし、児童生徒にとって単に知識の習得だけに終わり、得たことを自身の生活と関連させ、生かすことなどにおいて課題があります。

■施策の方向性

- 本物に直接ふれる体験をとおして、児童の驚きや感動といった感性をはぐくむとともに、知的好奇心をもって物事を発展的に考える力を養うため、本物にふれる事業を推進します。

■主な取組

- 学校クラスコンサートの実施
 - ・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等の演奏者を招き、クラスごとのミニ演奏会を実施します。間近で演奏を聴くことにより、豊かな感性や情操をはぐくみます。
- ふれあい講演会の実施
 - ・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。^{*}
- こころの教育推進事業の実施（ふれあい活動）
 - ・小学校にさまざまな分野の専門家（プロフェッショナル）の方々を招き、学校内でのふれあい活動や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上を図ります。
- 日本の音楽（民謡）にふれる教室の実施
 - ・市民団体等と協力し、民謡で使用する楽器に直接ふれ、演奏を体験するなど、通常の授業では体験できない民謡の世界を学びます。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

—現状と課題—

子供たちが一人一人の違いを認め合って、障がいの有無にかかわらず助け合うという考え方が自然にはぐくまれる環境づくりが求められています。

また、特別な教育的支援を必要とする子供たちには早期からの支援が重要であることから、一人一人のニーズに応じた適切な支援体制の整備、指導体制や学校全体の施設設備の充実を図ることが重要です。

■施策の方向性

- 障がいのある児童生徒たちと障がいのない児童生徒たちが活動を共にする機会を積極的に設け、心のバリアフリーを進めます。
- 特別支援教育体制の充実を図り、特別支援教育コーディネーター^{*}を中心に保護者や専門機関との連携を図ります。
- 各小・中学校における特別支援教育に係る研修の充実を図ります。
- 就学支援委員会^{*}の充実を図ります。
- 「インクルーシブ教育システム^{*}」の構築や「ユニバーサルデザイン^{*}」の視点を取り入れた授業づくりに努めます。

■主な取組

- 心のバリアフリーを進める教育の推進
 - ・支援籍^{*}を置くことで、特別支援学校（学級）^{*}と市内小・中学校の教職員が連携し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合った支援計画を立て、その計画を基に特別支援学校と市内小・中学校の児童生徒と一緒に学び、交流を深めます。
- 障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進
 - ・幼児期から小学校、小学校から中学校への接続期においてきめ細かな支援体制を構築することで、個に応じた指導の充実を図ります。
 - ・個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。
 - ・専門的で適切な教育を推進できるよう、教員の特別支援学校教諭免許状の取得推進に取り組みます。
- 特別支援学級や通級指導教室^{*}の特性を生かした特別支援教育の充実
 - ・特別支援学級や通級指導教室において、保護者との合意形成に基づき合理的配慮を実施し、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組みます。
- 特別支援学級及び通常の学級における支援員の効果的・効率的な配置

- ・特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として、特別支援学級のある小・中学校に支援員を配置し、教育支援体制の充実を図ります。
- ・通常学級における支援が必要な児童への補助として支援員を配置し、教育活動の充実を図ります。
- LD^{*}・ADHD^{*}・自閉症スペクトラム障害^{*}等の児童生徒の理解と指導の充実
 - ・特別支援教育コーディネーター^{*}を配置し、研修により資質の向上に努めます。
 - ・各小・中学校における特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- 適正な就学相談・就学支援の推進
 - ・就学支援委員会^{*}において、より良い就学先について検討します。
 - ・専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観のもとで、適切に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。
- インクルーシブ教育システム^{*}の構築やユニバーサルデザイン^{*}の視点を取り入れた授業づくりの推進
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、個別の教育支援計画や基礎的環境整備の充実を図ります。
 - ・教室内の掲示物などを含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境や授業の改善を図ります。



市内小・中学校特別支援学級
合同学習の様子

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策 1	基本的人権を尊重する教育の推進
施策 1 の主な所管課：学校教育課、生涯学習課	
施策 2	人権啓発活動の推進
施策 2 の主な所管課：生涯学習課	
施策 3	心の教育の推進
施策 3 の主な所管課：学校教育課	
施策 4	ボランティア・福祉教育の推進
施策 4 の主な所管課：学校教育課	
施策 5	生徒指導・教育相談体制の充実
施策 5 の主な所管課：学校教育課	
施策 6	児童生徒の健康の保持増進
施策 6 の主な所管課：教育総務課、学校教育課	
施策 7	運動習慣の形成と体力向上の推進
施策 7 の主な所管課：学校教育課	
施策 8	安全教育の推進と安全管理の徹底
施策 8 の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 基本的人権を尊重する教育の推進

—現状と課題—

人間関係の希薄化や子供の背景の複雑化・多様化、家庭・地域の教育力の低下などを一因として、いじめ^{*}の深刻化、虐待等、人権に係る様々な問題が発生しています。

そこで、児童の発達^{*}の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が行動や態度に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが重要です。

さらに、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、北本市男女共同参画プラン^{*}の趣旨に沿った教育を着実に推進することが重要です。

■施策の方向性

- 人権教育推進体制の充実を図ります。
- 学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育を推進します。

■主な取組

- 人権教育推進体制の充実
 - ・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。
 - ・小・中学校において児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携を深め、児童虐待を防止します。
- 学校教育及び社会教育における人権教育の推進
 - ・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。
 - ・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。
 - ・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラム^{*}の活用を図ります。
 - ・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進
 - ・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。
 - ・次世代を担う児童生徒たちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策2 人権啓発活動の推進

—現状と課題—

本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。今後も引き続き人権啓発活動の推進が求められます。

■施策の方向性

- 人権教育啓発資料を刊行して、人権啓発活動の推進を図ります。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発を図ります。

■主な取組

- 人権教育啓発資料の刊行
 - ・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発
 - ・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。



人権文集「じんけん」、人権教育啓発資料「ふれあい」、
北本市人権教育推進委員会広報「けやき」

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 心の教育の推進

—現状と課題—

少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感などについての子供たちの意識が低くなってきています。

生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心をはぐくむためには、学校・家庭・地域が一体となって心の教育に取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。

■主な取組

- 特別の教科「**道徳**」の時間における学習指導の工夫
 - ・『私たちの道徳』や『彩の国の道徳』など、各種資料を効果的に活用するとともに、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、答えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、「議論する道徳」の充実を図ります。
- 特別活動の充実
 - ・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
- 部活動の充実
 - ・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。
 - ・より専門的な指導を補完できる部活動指導員の配置、地域スポーツクラブ等との連携により、充実した部活動を推進します。
- 体験的な学習等の推進
 - ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

○北本ふれあい家族の日の取組の実施

- ・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深めたり、家族のあり方を考えたりするきっかけとします。

○こころの教育推進事業^{*}の実施（こころの授業）

- ・小学校に教科や技能の専門的な経験や知識をもったさまざまな分野の専門家（プロフェッショナル）を非常勤講師として配置し、学校内でのふれあい活動や専門的な授業や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上を図ります。

○彩の国教育の日^{*}の普及・推進

- ・教育に対する関心と理念を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。



こころの教育推進事業「こころの授業」における
専門的な授業の実施の様子

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

—現状と課題—

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに寄り添い、生活上の困難さを体感し、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことはとても大切なことです。

今後、さらに高齢化が進行する中で、福祉や介護に関する問題に対して主体的に取り組む姿勢を身に付けさせる事業を進めていく必要があります。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達の段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

■主な取組

- ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進
 - ・児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等をとおして、思いやりの心をはぐくみます。
- 関係団体との適切な連携
 - ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。



小学校4年生 総合的な学習
福祉体験（車いす体験・盲導犬集会）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

—現状と課題—

年齢に応じて身に付けるべき規範意識や社会でのマナーを身に付けられていない子供たちが増えていることによる小1プロブレム^{*}や学級崩壊^{*}などへの対応が課題となっています。児童生徒の問題行動の予防や解決に当たっては、学校・家庭・地域が連携して、一貫性をもった生徒指導体制をすべての学校で整備することが必要です。

少年非行については、埼玉県内では小学校の暴力行為が増加傾向、中学校ではほぼ横ばいであり、特定の児童生徒が複数回暴力行為を繰り返す傾向がみられます。家庭環境の複雑化など原因が多様化しており、より一層関係機関と連携して取り組み、児童生徒の非行の低年齢化および固定化を防止していく必要があります。

また、不登校児童生徒数はここ数年増加傾向にあり、初期対応を含め、未然防止についての取組を各関係機関が連携しながら、対応していくことが求められます。

■施策の方向性

- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動をとおして積極的な生徒指導を推進します。
- 小中一貫教育（学校4・3・2制）^{*}のもと、教職員間の情報共有^{*}を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行問題行動の防止や有害環境から児童生徒を守る取組を行います。
- 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直り支援に向けた取組や家庭への支援を推進します。

■主な取組

- 児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実
 - ・児童生徒の目線に合わせた指導を、保護者との連携を図りながら実施します。
 - ・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。
- 教職員^{*}の共通理解に基づく指導の推進
 - ・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの児童生徒にも」「どの学校、学級でも起こりうる」との認識のもと、全教職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートを毎月実施し、適正ないじめの認知、被害者の立場に立った指導と100%の解消を目指します。

○教育相談体制の充実

- ・教育センターにおいて学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習^{*}に復帰^{*}できるように支援します。
- ・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員^{*}による教育相談活動を推進します。
- ・中学校に学習支援室（ほっとルーム）を設置し、不登校や集団での学習が苦手な生徒への学習保障を行い、学級への段階的な復帰を促します。
- ・児童生徒の様々な悩みに対応するため、教育センターや小・中学校に配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施します。
- ・児童生徒の家庭、友人関係等における諸問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー^{*}の活動を推進します。
- ・北本市子どもの権利に関する条例に基づき、人権推進課と連携し、情報共有を図りながら相談体制の充実に努めます。また、タブレット端末を活用した相談体制づくりを推進します。

○学校間連携の推進

- ・中1ギャップ^{*}を解消するために小・中学校教員の連携・交流を深め、児童生徒理解を促進し、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるよう支援します。
- ・各中学校区の取組を充実させ、児童の中学校生活への不安の解消を図るとともに、中学生が憧れの存在として自尊心を高められるようにします。

○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携

- ・健全育成連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。
- ・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策6 児童生徒の健康の保持増進

—現状と課題—

子供たちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子供たちの心身の発達に大きな影響を与えています。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患の増加、性に関する問題行動、生活習慣病や薬物乱用、食生活の乱れなど、様々な健康に関する課題が顕在化しています。

学校・家庭・地域が連携して、子供の生活リズムを整えることなど、子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、各学校では、保健計画に基づく校内の指導体制を整備することが求められています。

■施策の方向性

- 学校、家庭、学校医等の連携を密にして、組織的な学校保健活動を推進します。
- 国や県の食育推進計画を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 性に関する問題行動や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止など、生徒指導とも関連させながら、学校保健に係る現代的課題として対応する教育を推進します。

■主な取組

- 学校保健活動の充実
 - ・各小・中学校の保健計画を基に、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立するなど、子供たちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。
 - ・保健教育を効果的に進め、子供たちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。
- 学校環境衛生の維持管理
 - ・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努め、子供たちの健康を守ります。
- 食育の推進
 - ・子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食をはじめとする食に関する課題の解消に取り組みます。

- ・栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の専門性を活用し、食物アレルギー対応マニュアルの整備とアナフィラキシー対応研修会の実施により、緊急時の対応・体制づくりの共通理解を図ります。
- ・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実を図り、学校全体で取り組む体制づくりに努めます。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。
- ・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。
- ・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食と農に対する関心を高め、食文化への理解を深めます。
- ・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設及び設備の衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。

○性に関する指導の推進

- ・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。
- ・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、自ら考え、適切な判断ができるようなアクティブ・ラーニング型の指導を推進します。
- ・学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、児童生徒の発達の段階に応じた効果的な薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。



学校給食衛生管理基準に基づく
衛生管理による、安全でおいしい
学校給食の提供



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

—現状と課題—

子供の日常生活から運動や遊びの時間・空間・仲間が減少しており、北本市の児童生徒も全国と同様、昭和60年頃をピークに児童生徒とも低下・停滞傾向にあります。

運動習慣の形成と体力の向上を推進するには、体育科・保健体育科授業のより一層の充実を図るとともに、学校の教育活動全体で体力向上に取り組むことが重要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

■施策の方向性

- 運動好きな児童生徒の育成を図るとともに、一人一人の実態に合った体力の向上を推進します。
- 体力向上推進委員会^{*}を核に、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基盤を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- 専門的な技術指導ができる地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。
- 児童対象の運動教室を開催し、児童がスポーツに親しむ動機付けを行います。

■主な取組

- 児童生徒の体力向上の取組
 - ・児童生徒が自らの体力向上目標値を設定し、すすんで運動に取り組めるような、きめ細やかな指導を実践します。
 - ・新体力テストの結果を本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 学校体育の充実
 - ・各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善に生かします。
 - ・各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について北本市体力向上推進委員会で共有し、各学校に広めます。
 - ・授業研究会の研究結果を活用するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教員を派遣します。

- ・ 武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。

○生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- ・ 運動の楽しさに気付かせ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- ・ 体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的活動を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。

○運動部活動の充実

- ・ 運動部活動指導の充実を図るために、外部指導者や部活動指導員等を活用するとともに、運動部活動の顧問教員を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。
- ・ 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等と連携を図り、充実した部活動を推進します。
- ・ 生徒のニーズや学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。
- ・ 夏季休業日等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。

○児童対象の運動教室の開催

- ・ 器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心高めるとともに、運動好きな児童を育成し、基礎的・基本的な技能等の定着を図ります。



武道（柔道・剣道）の外部指導者と中学校生徒

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

—現状と課題—

登下校時や校内においての様々に変化する周辺環境の中で、学校は、児童生徒を守るための安全確保に努めています。

児童生徒には、地震・台風・落雷・竜巻などの天災や火災等及び不審者への対応など、自ら考え判断し、適切に行動する危機対応能力の基礎を培うための教育が必要です。

また、東日本大震災以後、学校の被災時における迅速な避難体制の整備と、さらなる危機管理体制の確立が求められています。

さらに、地域における安全確保については、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子供を守る体制づくりが大切です。

■施策の方向性

- 児童生徒の命を守るために、交通安全教育を徹底します。
- 東日本大震災等の教訓を生かした防災体制を整備します。
- 児童生徒の登下校の安全を見守る地域との連携を図ります。
- 災害時において児童生徒が、とっさのときにお互いを助け合えるような人材の育成を目指します。

■主な取組

- 交通安全の推進
 - ・学校と保護者、学校ボランティア等が連携して登下校時の安全指導、定期的な安全点検を行い、きめ細やかな点検等を実施し、改善に努めます。
 - ・通学路を含む児童生徒の身近な地域安全マップ^{*}を作成し、授業等で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。
 - ・事故発生リスクAI予測サービスを活用し、通学路の選定や安全点検に反映させ、安全な通学路の確保に努めます。
 - ・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶため、スケアード・ストレイト教育技法^{*}等による自転車安全教室や交通安全教室を実施します。
 - ・児童の声による下校放送を継続・充実させ、児童自身及び地域の安全に対する意識を高めます。
- 災害安全（防災）の推進
 - ・災害時に適切な行動を取ることができるような児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。

- ・北本市危機管理指針^{*}との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。

○生活安全の推進

- ・教職員^{*}の危機管理意識を高めるため、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時における適切な判断・行動ができるよう指導します。
- ・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。
- ・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。
- ・不審者対応等、学校・家庭・地域^{*}が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。
- ・スクールガード・リーダー^{*}や地域の見守り隊と連携し、児童生徒の登下校の安全確保に努めます。
- ・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策 1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
施策1の主な所管課：学校教育課	
施策 2	地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
施策2の主な所管課：学校教育課	
施策 3	教職員の資質の向上
施策3の主な所管課：学校教育課	
施策 4	教育環境の整備・充実
施策4の主な所管課：教育総務課、学校教育課、生涯学習課	
施策 5	学校経営の改革推進
施策5の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進^{*}

—現状と課題—

人口減少と少子高齢化の急速な進展や日々加速する高度情報化社会において、子供たちの力や態度にも大きな変化がみられるようになり、いわゆる「小1プロブレム^{*}」や「中1ギャップ^{*}」と呼ばれる問題や低年齢からの非行問題行動の増加、不登校等の問題が現れてきています。

子供には、それぞれの発達の段階における経験や、身に付けることが期待される知識・技能があり、これらは適切な段階を経て、身に付けていくことが大切です。

■施策の方向性

- 児童生徒の育ちを長期的に支援するという観点や義務教育9年間で同じ方向性を目指し、児童生徒の力を継続して支えていくという学びの連続の構築や、発達段階に応じた適切な指導という観点から、小・中学校を中学校区ごとに分け、施設分離型の小中一貫教育（学校4・3・2制）を推進します。
- 子供たちの生きる力をはぐくみ、次の教育場面で円滑、かつ、継続的な指導が行えるように、小学校入学前における小学校と幼稚園・保育園（所）との連携、小・中学校と高等学校との連携等の異校種間連携を推進します。

■主な取組

- 小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進
 - ・小・中学校において、小学校1～4年の4年間、小学校5・6年と中学校1年の3年間、中学校2・3年の2年間をくくりとしたそれぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、9年間を見通した教育課程を編成するとともに、児童生徒の交流などをおし、中1ギャップや発達の早期化に対応する施設分離型の小中一貫教育を推進します。
 - ・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわり、小・中学校における義務教育9年間をとおした指導方法の系統性を図り、児童生徒の生きる力の育成を図ります。
- 少人数学級の段階的实施や、学校4・3・2制推進非常勤講師の活用
 - ・小学校において35人程度学級を段階的に実施し、少人数学級によるきめ細かな指導を行います。

- ・小学校5・6年生における教科担任制や小学校と中学校の教員の交流を可能にする非常勤講師を配置し、学力向上や「中1ギャップ^{*}」の軽減、不登校^{*}児童生徒の減少を図ります。

○異校種間連携の推進

- ・幼稚園・認定こども園・保育園（所）・小学校間の連携を深めることにより、^{*}小1プロブレムの解消を目指します。
- ・北本高等学校の協力によるK I S E P^{*}の活動をとおして、小・中学校と高等学校との連携を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ICTを活用したオンライン型交流会など、交流方法を工夫し、連携を一層推進します。

【参考】

北本市の小中一貫教育（学校4・3・2制）の取組

小学校から中学校へと進学する際に、学校生活の変化に対応できないことによる問題（不登校や学力低下、生活の乱れ等）の増加がみられます。北本市では、これらの問題の解決に向け、小・中学校の施設は別々（施設分離型）となりますが、義務教育の9カ年をとおし、**発達の段階**に応じた総合的な教育施策を展開します。

【 小中一貫教育（学校4・3・2制）の形態と取組 】

小学校				中学校					
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
学校4・3・2制 「4」のくくり				学校4・3・2制 「3」のくくり		学校4・3・2制 「2」のくくり			
幼稚園、保育園（所）との交流を充実させ、「小1プロブレム」の軽減を図り、「 学びの基礎 」を築きます。		「 学びの定着 」（確実な学力向上）を目指します。		教科担任制を推進し、「 専門性を活かした教科指導による学力向上 」、人事交流・児童生徒の交流による「 中1ギャップ低減 」をとおして「 学びの充実 」を図ります。			小・中学校の交流のリーダーとしての活動をとおして、自己有用感、コミュニケーション能力の向上など、生涯にわたる「 学びの発展 」を図ります。		

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

—現状と課題—

北本市では、すべての小・中学校で学校運営協議会を設置し、保護者や学校、地域との連携・協働体制を整備しています。また、教職員による学校の自己評価に加え、保護者等の学校関係者評価、学校運営協議会委員による学校評価を実施し、学校教育の質の向上を図っています。

社会に開かれ信頼される学校を実現するためには、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンを共有し、熟議を通して、連携・協働し、積極的に児童生徒への教育へ携わることができるようにしていくことが大切です。

■施策の方向性

- 学校（関係者）評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各小・中学校が家庭や地域に対する説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を推進します。

■主な取組

- 学校運営協議会の効果的な活用
 - ・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校運営協議会で目指す学校像・児童生徒像を共有し、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて熟議することにより、学校・家庭・地域が一体となり教育を推進する体制を構築します。
 - ・各種評価を基に、より良い教育活動を実施していくための成果の検証と改善について、継続的に実施します。
- 教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
 - ・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の参集型とICT^{*}を活用したオンライン型を組み合わせ、教育活動を積極的に公開します。
- 学校の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進
 - ・社会に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。
 - ・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。
- ホームページ等を利用した情報発信の推進
 - ・小・中学校において、自校を紹介するホームページを定期的に更新します。
 - ・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策3 教職員の資質の向上

—現状と課題—

質の高い学校教育を推進するためには、教職員の指導力の向上は不可欠です。しかし、教職員の大量退職及び若手教職員の大量採用の時期を迎え、教職員の資質向上に向け、組織としての教職員育成が求められています。

また、教職員にとって、教職員間の交流をとおして、お互いの長所を学び合い、資質の向上を図ることはとても重要であり、ベテラン教員から若手教員への教育技術の伝承は急務であるとともに、学校の核となるミドルリーダーの育成も大変重要となります。

さらに近年では、教職員の心身の健康の保持、増進を図る「働き方改革」も重要な課題となっています。

■施策の方向性

- 教職員に係る多様な研修を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- 教職員の人事交流を推進し、教職員の職務経験を豊かにするとともに、学校教育の活性化を図ります。
- 学校内における教職員間交流及びベテランから若手への教育技術の伝承を推進するとともに、ミドルリーダーを育成します。
- 教職員の綱紀粛正、事故防止の徹底に努めます。
- 児童生徒への適切な指導に資するため、教職員の適切な健康管理やメンタルヘルスの保持、増進を図ります。

■主な取組

- 教職員研修の充実
 - ・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と指導力を高めます。
 - ・若手教職員研修や教職員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
 - ・市立教育センターにおける教職員対象の各種研修会の充実を図ります。
- 教職員の人事交流の推進
 - ・広域的かつ計画的な人事交流により、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにすることで、教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - ・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。
- 校内における教職員間の学びあい研修の推進
 - ・ベテラン教職員を手本とした若手教職員への教育技術の伝承を推進します。

○教職員事故防止の徹底

- ・教職員事故絶無を目指し、研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。
- ・教職員の倫理確立に係る委員会を活性化させ、実効性を高めます。

○学校衛生管理の充実

- ・衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。
- ・教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。

○学校の働き方改革の推進

- ・各学校の教育課程編成・実施において、児童生徒や教職員の負担を考慮し、法令等に定められた年間授業時数を大幅に超えることのないよう各学校に働きかけます。
- ・教職員の専門性を踏まえ、教職員が担う必要のない業務を行う専門職員の配置に努めます。
- ・事務処理に係る負担軽減のため、校務支援システムの活用を引き続き推進するとともに、より一層の業務の効率化を図っていきます。
- ・学校への調査等においては、必要性を十分検討し縮減に努めるとともに、提出にあたっては可能な限り電子データによる提出等に変更したり、簡易入力フォームを活用したりするなど、調査等の負担軽減を図っていきます。
- ・教職員の健康維持・増進が、児童生徒の健全な育成につながることを念頭に置き、教職員が意識改革を目指し主体的に自身の働き方を見直せるような研修会を実施します。
- ・教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進するために、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、「地域とともにある学校」の具現化を一層推進し、社会総掛かりでの学校教育の実現を目指します。
- ・学校や保護者、地域の役割分担や適正化について検討し、学校が担う必要のある業務の明確化に努めます。



市立教育センター主催
「学びジョンプロジェクト」の様子



市教育委員会主催教職員研修

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策4 教育環境の整備・充実

—現状と課題—

東日本大震災や熊本地震以後、学校施設については、校舎等の耐震化や大規模改修などによる広域避難所としての機能強化が求められるとともに、学校内での事故防止など、子供たちの安全確保のための対策に努める必要があります。

校舎、屋内運動場の耐震化は完了しましたが、今後は老朽化した施設、設備機器等の改修、更新が課題となっています。

さらに、経済的な理由により就学等が困難な者が無理なく就学等ができる環境づくりも重要な課題です。

■施策の方向性

- 学校施設の安全性に配慮し、安全で快適な学習環境の整備を推進します。
- 学校施設の有効活用を図ります。
- オープンスペースの効果的な活用法について研究し、学習形態等の工夫を行い、個に応じた教育を進めます。
- 経済的理由により高校や大学への進学に支障がある家庭に対して、入学準備金貸付事業により支援します。
- 就学援助制度により、経済的理由から小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の一部経費について支援します。
- 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を負担する特別支援教育就学奨励費を支給して負担軽減を図るとともに、特別支援教育の振興を図ります。

■主な取組

- 安全に配慮した学校施設の管理と整備の推進
 - ・施設内外の危険箇所の把握に努め、適切な改修を推進します。
 - ・施設等の状況に応じ、老朽化した施設・設備の改修・更新に努めます。
- 学校施設の有効活用の推進
 - ・各小学校の余裕教室や地域活動室で放課後子ども教室を実施します。
- オープンスペースを活用した学習形態の工夫・研究
 - ・開放的な施設を活用し、学習内容に合わせた効果的な学習形態（少人数学習や習熟度別学習等）を取り入れ、児童生徒の学習活動を充実させます。

○入学準備金貸付事業^{*}の推進

- ・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高等学校、大学等の入学金を無利子で貸し付けること^{*}で、就学の機会を得やすくします。

○就学援助の制度活用^{*}の推進

- ・経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担して、教育の機会が失われないようにします。
- ・制度について市の広報やホームページに掲載するとともに、学校と連携して制度の周知に努めます。

○特別支援教育就学奨励費^{*}の推進

- ・小・中学校の特別支援学級^{*}に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担軽減するとともに、特別支援教育の振興を図ります。



学校施設の外周防犯フェンスの設置・整備

耐震化された屋内運動場



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策5 学校経営の改革推進

—現状と課題—

保護者や地域住民の信頼と期待に応える学校づくりを行うため、学校が自らの教育活動や学校経営を評価・公表し、それに基づく改善を一層進めることが大切です。

また、学校が様々な課題に対して、迅速かつ的確に対応するためには、学校の組織力を強化していくことが求められています。

■施策の方向性

- 学校の組織体制を整備し、管理職が的確にリーダーシップを発揮します。
- 学校の教育活動や学校運営の自律的かつ継続的な改善に資するために、学校評価システムなどの充実に取り組みます。

■主な取組

- 学校の組織体制の整備・充実
 - ・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。
 - ・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。
- 学校運営に係る情報公開の推進
 - ・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。
 - ・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。
- 全教職員を対象にした人事評価制度の活用
 - ・様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を図ります。
 - ・教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策 1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
施策 1 の主な所管課：生涯学習課	
施策 2	地域の教育推進体制の充実
施策 2 の主な所管課：学校教育課、生涯学習課	
施策 3	子供の読書活動の推進
施策 3 の主な所管課：生涯学習課	
施策 4	地域活動室事業と学校応援団の活用の推進
施策 4 の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進

—現状と課題—

保護者は家庭教育において、生活に必要な習慣を子供に身に付けさせるとともに、自主性の育成や心身の調和のとれた発達の促進に努めなければなりません。そのため、市としては、保護者の自主性を尊重しながら、家庭教育を支援するために必要な施策を講じる必要があります。

現在、市内のすべての小・中学校においてPTAが組織され、家庭教育の学習機会を提供するとともに、学校・家庭相互の協力により、子供の健全育成を図っています。今後もPTA活動をとおして、社会教育と家庭教育とが連携を深め、子供たちの健全育成を図ることが必要です。

■施策の方向性

- 家庭教育を支援するため、家庭教育に関する学習の機会を提供します。
- PTA活動を推進するため、北本市PTA連合会に対する支援を行います。

■主な取組

- 家庭教育支援の講座の充実
 - ・家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。
- PTA活動の推進
 - ・家庭教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校のPTAが相互に情報交換し、協力できるよう、北本市PTA連合会に対する支援を行います。



家庭教育支援講座（子育て講座）



北本市PTA連合会役員研修会

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策２ 地域の教育推進体制の充実

—現状と課題—

核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化の進行に伴い、家庭と地域の教育力や青少年の非行に対する地域の抑止力の低下が指摘されています。

教育に対する市民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域が力を合わせて連携し、市全体で教育に取り組むとともに、青少年と地域との絆を一層深めるための取組や青少年活動団体の活性化が必要です。

また、学校・家庭・地域が一体となって、放課後や週末などにおける子供たちの学習・体験活動の機会の充実や安全な居場所づくりに向け、取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 自然体験活動等を実施します。
- 放課後や週末などにおいて、子供たちの学習・体験活動の機会の充実や安全な居場所づくりを支援します。
- 非行防止等、青少年の健全育成を図るため、関係団体の活動を支援します。
- 積極的な学校公開の実施により、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。

■主な取組

- 自然体験活動等の推進
 - ・地域性を生かした自然体験活動等の取組を推進します。
- 放課後子ども教室事業における新・北本市放課後子ども総合プラン^{*}の推進
 - ・放課後子ども教室と学童保育室の児童が新・北本市放課後子ども総合プラン^{*}に基づき、共通プログラムに参加する活動を推進していきます。
- 青少年の健全育成活動の促進
 - ・青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。
- 学校公開の実施
 - ・実施方法を工夫して学校公開を実施し、教育に対する家庭・地域の理解を深め、関心を高めます。

新・北本市放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室と学童保育室との児童共通プログラムの様子



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策3 子供の読書活動の推進

—現状と課題—

子供の読書離れが進む中、だれもが気兼ねなく利用できるような読書環境の確保が求められています。

「こども図書館」を活用し、読み聞かせやおはなし会をとおして、親子で読書に親しむ機会を提供するとともに、親が気兼ねなく乳幼児に対し、読書に親しませるための環境づくりを進めることは、子育て支援の観点からも重要です。

■施策の方向性

- 幼いころから読書に親しむ環境づくりを推進します。
- こども図書館を活用して、親子で読書に親しめる環境づくりを推進します。

■主な取組

- 読書に親しむ機会の提供と充実
 - ・おはなし会を定期的実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトークや読み聞かせを実施します。^{*}
 - ・おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。
 - ・子供の読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設けるとともに、図書館分室を充実させ、子供の読書活動への支援を図ります。
- 読書環境の整備・充実
 - ・子供の発達段階に応じた読書環境を整えるとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めるため、こども図書館の充実を図ります。

「こども図書館」の館内と読み聞かせの様子



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

—現状と課題—

北本市では、小・中学校に地域活動室を設置し、地域の拠点となる学校づくりを推進するとともに、保護者や地域住民で組織された学校応援団^{*}により、学校・家庭・地域が一体となって絆を深めながら児童生徒の健全な育成に取り組んでいます。

文化活動や福祉活動などによる地域住民と児童生徒との交流や、地域住民に授業や様々な教育活動にかかわっていただくことは、地域の教育力の向上につながるとともに、学校における質の高い教育活動や特色ある教育活動にも役立ちます。

これからも、地域活動室の活用と学校応援団の活動を推進し、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動を充実させることが重要です。

■施策の方向性

- 地域活動室を活用し、地域の拠点となる学校づくりを図ります。
- 学校応援団の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって絆を深めながら児童生徒の健全な育成に取り組めます。

■主な取組

- 地域活動室事業の推進
 - ・ホームページや学校通信等を利用して地域活動室の活動に関する周知を行い、地域住民の参加を促すことで地域活動室の活用を図ります。
 - ・児童生徒が地域活動室を訪問し、地域住民と交流を深めるなど、地域活動室における児童生徒と地域住民との交流を支援します。
- 学校応援団の活動の推進
 - ・総合的な学習の時間等の学習活動に地域住民にゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。
 - ・保護者及び地域住民の挨拶運動や校舎内外の巡回等への協力をとおして、児童生徒の健全な育成を推進します。
 - ・保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動、環境整備への参加をとおして、校内環境の整備を推進します。
 - ・児童生徒や地域の方々がより安全に過ごせるよう、登下校等の見守り活動のさらなる充実を図ります。

学校応援団の活動の様子



学習支援

図書館応援



施設環境支援

昔遊び体験



基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策 1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
施策 1 の主な所管課：生涯学習課	
施策 2	学習施設の整備・運営の充実
施策 2 の主な所管課：生涯学習課	
施策 3	スポーツ活動の推進
施策 3 の主な所管課：生涯学習課	
施策 4	文化芸術活動の推進
施策 4 の主な所管課：生涯学習課	

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

—現状と課題—

少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会情勢が著しく変化する中で、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、個人の健康づくり、就業や職業生活に役立つ知識や技術の習得、心豊かな地域社会の構築などにつながる幅広い学習機会の提供が求められています。

市民が生涯をとおして学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような「生涯学習による生涯学習のまちづくり」の実現を総合的に推進していくことが必要です。

■施策の方向性

- 生涯学習に関する市民への啓発、学習情報の収集及び提供、学習相談体制の整備などによる生涯学習の総合的な推進を図ります。
*
- 市民に多様な学習機会を提供するため、市民大学きたもと学苑^{*}の充実を図ります。
- 市の職員が専門的知識を活かして講師を務める市役所出前講座を開設します。
- 社会の高度情報化、国際化等に伴う現代的課題に対応した学習機会の提供に努めます。

■主な取組

- 生涯学習啓発活動の充実
 - ・市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動^{*}の充実に努めます。
 - ・生涯学習関係団体などの情報を掲載した生涯学習情報誌を発行し、その充実を努めます。
- 学習情報の収集及び相談体制の整備
 - ・市民や関係団体の様々な学習ニーズに応えるため、学習情報を収集するとともに、学習機会や講師に関する相談に対し適切に紹介できるよう、人財情報バンク^{*}の充実を図り相談体制の整備を行います。
- 市民大学きたもと学苑の充実
 - ・市民一人一人がライフスタイルに合わせて学習機会を選び参加できる市民大学きたもと学苑の充実を図ります。
 - ・市民大学きたもと学苑の講座の充実を図るために、新たな市民教授の登録を目的とした新規市民教授説明会を開催します。
- 市役所出前講座の開設
 - ・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する

市役所出前講座^{*}の充実を図ります。

- ・市役所出前講座で、環境・福祉・防災といった現代的課題をテーマにした講座を開設します。

○大学公開講座^{*}の開催及び内容の充実

- ・市民の多様化・高度化した学習ニーズに応えるため大学公開講座の充実に努めます。

○子ども大学きたもとの充実

- ・大学・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門的な講義や体験活動を通じて、児童の知的好奇心を引き出す学習の機会を提供します。

○国際理解学習・交流事業の推進

- ・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業^{*}を推進します。



市民大学きたもと学苑理事会の様子



日本薬科大学公開講座の様子



市民大学きたもと学苑の様子

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策2 学習施設の整備・運営の充実

—現状と課題—

市内には、文化センター（中央公民館・中央図書館）を中核施設として地域コミュニティ8圏域ごとに地域学習センターが、また、野外活動や体験活動等を通じて、市民の生涯学習及びレクリエーション活動の推進並びに健康の増進のための施設として、野外活動センターが整備されています。学習施設の運営に当たっては、市民のニーズを的確に捉えて、これらの施設を有効的に活用し、市民一人一人の生涯にわたる学習機会や良質な文化事業を提供することが重要です。なお、旧栄小学校を活用した（仮称）市民活動交流センターには、コミュニティセンターや勤労福祉センターなどの機能を複合化し、令和6年度の供用開始を予定しています。

また、図書館については、市民の学習活動の拠点として、利用者ニーズに応えるため、図書館資料を整備するとともに、市民の最も身近な生涯学習の場として、より多くの市民に利用してもらえるように、親しみやすい図書館づくりに努めることが重要です。

■施策の方向性

- 社会情勢や市民の学習ニーズを的確に捉え、学習機会の充実を図ります。
- 多様な形態での自主文化事業を開催し、市民に対して質の高い芸術鑑賞の機会を創出します。
- プラネタリウムに導入したデジタル投影機を有効に活用し、子供から大人まで楽しめる番組を投影することにより、観覧者の増加を図ります。
- だれもが利用しやすい図書館の実現に向け、より良い読書環境づくりを推進します。

■主な取組

- 中央公民館・地域学習センター運営の充実
 - ・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実を図り、生涯学習への意識を高めます。
 - ・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営と緊急時における体制整備に努めます。
- 各種文化事業の充実と展開
 - ・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。
 - ・本市の音楽文化の創造と発展のため、北本ピアノフェスティバルを開催します。
- 野外活動センターの運営の充実
 - ・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備

と管理運営に努めます。

○視聴覚ライブラリー保管映像の有効活用

- ・視聴覚機材・機器及び資料的価値のある映像の有効活用を図ります。

○プラネタリウムの運営の充実

- ・幼児・児童に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。
- ・自然事象への興味を深めてもらうため、事前学習と文化センター屋上で実際の望遠鏡を使用した天体観望会を定期的を開催します。
- ・デジタルシステムの機能を十分に発揮した、魅力的な映像番組を投影します。

○図書館運営の充実

- ・市民の読書を支援するとともに、地域や市民の課題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。
- ・廃棄図書のリサイクルを実施し、関係機関等への資料提供と再活用を推進します。
- ・中央図書館と公民館に置く図書館分室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の利用を促進します。
- ・視覚障がい者などに対するデージー図書^{*}の貸出サービスを推進します。
- ・おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトーク^{*}や読み聞かせを魅力あるものとし、子供の読書活動への支援を推進します。



デジタル投影機を導入したプラネタリウム
(文化センター)



中央公民館星まつりの様子

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策3 スポーツ活動の推進

—現状と課題—

市民を対象に実施しましたスポーツに関するアンケート（P19参照）によると、16歳以上の者におけるスポーツ実施率は50.6%であり、決して高くないことが明らかになりました。スポーツの必要性は認めているものの、「仕事や家事・育児等が忙しい」「近くに施設や場所がない」「費用がかかる」などの理由により、スポーツを実践できない人が多いようです。特に、30～40歳代の運動離れが顕著になりました。

スポーツは、健康増進や体力向上に資するだけでなく、生活に潤いを与え、家庭や地域社会の絆を深める重要な役割を果たすものです。生涯スポーツの推進は、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現代において、たいへん重要になっています。

■施策の方向性

- 身近なスポーツの場を提供するため、市の施設を活用するとともに、民間企業が所有する施設の地域開放などを促進します。
- スポーツ団体等が行う、市民が気軽に参加できるスポーツの大会、イベント等を支援します。
- 地域におけるスポーツ指導者の育成やスポーツに関する情報提供に努め、競技スポーツの基盤づくりを推進します。

■主な取組

- 学校体育施設や民間スポーツ施設の活用推進
 - ・スポーツの場を提供するため、学校体育施設開放連絡協議会^{*}と連携し、小・中学校の体育施設の開放を推進します。
 - ・企業等が所有するスポーツ施設の市民への開放を促進します。
- スポーツ活動の充実
 - ・市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技能、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、県や関係団体などと連携して、その機会や情報を提供します。
 - ・スポーツ推進委員等、地域スポーツ指導者の資質向上を図るとともに、各年齢層に合ったスポーツ活動を推進します。
- 競技スポーツの基盤づくり
 - ・専門的技能を有する指導者の育成、スポーツ活動の支援に関する情報の提供などにより、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

- ・市内の体育協会やスポーツ少年団等への支援をとおして、地域におけるスポーツ活動を推進します。



北本さくらウォーク



体力測定会

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策4 文化芸術活動の推進

—現状と課題—

心豊かなまちづくりを推進するためには、文化芸術の振興が必要です。このため、北本市では、文化団体連合会など文化芸術活動を行っている団体等に対する支援を行っています。

また、文化芸術活動に係る市民の作品発表の場として、毎年、市民文化祭を開催しています。

今後も、このような支援や場をとおして、市民の文化芸術活動を推進していくことが求められています。

■施策の方向性

- 市民に文化芸術活動の発表の場を提供します。
- 地域文化の振興に取り組みます。

■主な取組

- 市民文化祭の開催
 - ・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。
- 文化団体等の活動の支援
 - ・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。
 - ・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌^{*}を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。

北本市市民文化祭「芸術展」の様子



基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策 1	文化財保護の調査と研究
施策 1 の主な所管課：文化財保護課	
施策 2	文化財の保存と管理
施策 2 の主な所管課：文化財保護課	
施策 3	文化財の啓発と活用
施策 3 の主な所管課：文化財保護課	
施策 4	郷土芸能の継承と支援
施策 4 の主な所管課：文化財保護課	

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策1 文化財保護の調査と研究

—現状と課題—

北本市内には様々な文化財が所在しています。国指定天然記念物の「石戸蒲ザクラ」^{*}はその代表的な存在ですが、このほかにも指定文化財としては埼玉県指定が2件、市指定が50件、埼玉県選定重要遺跡が2件あります。さらに埋蔵文化財包蔵地は市内で約100ヶ所を数え、開発行為に伴い事前に行う試掘、発掘調査は年間30件を超えます。また、人々の暮らしを伝える民俗文化財や地域の環境を物語る天然記念物も多く残されています。

ただし、未調査の文化財も市内には多く、これらの調査研究を進めていくことによって、新たな成果を得ることも重要です。こうした調査活動から指定文化財を増やし、地域の歴史や文化をより身近な存在とすることが必要です。

■施策の方向性

- 市内に所在する各種文化財について、所在や種別、員数などの把握に努めます。
- 文化財調査により得られた成果については文化財報告書としてまとめ、広く市民に公開します。
- 調査により重要と認められた文化財は、積極的に指定や登録を行っていきます。

■主な取組

- 文化財の調査・研究^{*}
 - ・デーノタメ遺跡、石戸城跡など貴重な埋蔵文化財包蔵地については、積極的な内容確認調査を行い、史跡指定に向けて取り組みます。また、学識経験者や専門機関と連携し、遺跡の重要性について情報発信をします。
- 埋蔵文化財の調査
 - ・開発行為等で失われる埋蔵文化財については、発掘調査を行い、調査報告書を刊行します。
- 指定文化財にかかる調査研究
 - ・指定文化財の候補となるリストを作成し、記載された文化財についての重要性や希少性を評価し、指定に向けて取り組みます。

【参考】指定史跡とは

文化財保護法第109条の規定により、国にとって重要と判断された記念物をいう。史跡は通常「国指定史跡」を意味し、指定の段階により「県指定史跡」、「市指定史跡」がある。

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策2 文化財の保存と管理

—現状と課題—

市内の発掘調査で出土した土器や石器などの遺物や、寄附等によって収集した民具・古文書、移管を受けた歴史的公文書などの文化財は、北本中学校B棟の郷土資料室や旧学校給食センター等に保管し、併せて整理作業を行っています。しかし、収蔵しなければならない文化財は、新たな埋蔵文化財の発掘調査や民具等の寄贈により増え続ける一方であり、収集・保管業務に関して支障が生じています。今後は、新たな保管・整理作業の場所を確保することが必要です。

また、近年では指定文化財の相続等にかかる所有権の移動が課題になりつつあります。

■施策の方向性

- 出土遺物、民俗資料、古文書、古写真、古地図等の所蔵資料について、適切な保存管理に努めます。
- 文化財の寄贈が発生した場合は調査を行い、保存に努めます。
- 指定文化財の現況調査を行います。
- 文化財の展示・保管・整理を担う施設の整備に努めます。

■主な取組

- 郷土資料室所蔵の史(資)料のリスト化と台帳化
 - ・市民の求めに応じたレファレンスサービスに対応できる管理を行います。
- 文化財資料の寄贈、寄託の対応
 - ・積極的な対応に努め、資料の散逸を防ぎます。
- 指定文化財の現況調査の実施
 - ・保存状態、管理状況などを把握し、必要に応じて所有者への助言、修繕への補助などを行います。
- 指定文化財の所有者の変更対応
 - ・情報収集に努め、文化財の市外流失や消失を防ぎます。
- 民俗文化財の集中的な収蔵
 - ・市内に分散して収蔵している民俗文化財を1ヶ所にまとめて管理します。
- 埋蔵文化財の展示・保管・及び整理作業施設の設置
 - ・文化財保存施設としての整備と、出土した埋蔵文化財の展示を目指します。

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策3 文化財の啓発と活用

—現状と課題—

市内に残された様々な文化財を適切に保存し、未来へと伝えていくためには、市民を始めとする地域の関係者の理解が不可欠であり、そのためには文化財保護の啓発は大切です。また、地域の文化財は保護・保存をすることにとどまらず、活用することに大きな意義があります。近年、文化財に関する年間の講座数は40件を超え、市民の関心やニーズは、ますます高まってきています。これまでは、こうした講座のほか、埋蔵文化財の展示や市広報等の情報発信をしてきましたが、今後はより積極的に、また継続的に啓発事業を展開していくことが課題です。

■施策の方向性

- 市内の貴重な文化財を周知し、啓発するため情報の発信・提供に努めます。
- 文化財を展示・公開する施設を整備し、歴史や文化遺産を活用した学習の拠点づくりを進めます。
- 文化財の様々な学習・啓発活動をとおして、歴史文化の継承と文化財の保護意識を醸成するとともに、子供たちの郷土を大切に作る心をはぐくみます。

■主な取組

- インターネット等による文化財の情報発信
 - ・文化財の情報や最新の調査成果について情報を発信します。
 - ・市広報等を通じ、市内の文化財の魅力や重要性について周知に努めます。
 - ・市内の各種文化財の案内板等の整備に努めます。
- 文化財の展示・公開・活用
 - ・国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」及び「板石塔婆」の積極的な公開に努めます。
 - ・埋蔵文化財展示室を整備してこれを活用し、地域学習の拠点づくりを図ります。
 - ・重要遺跡を始め、発掘調査の成果等の現地説明会を開催します。
- 文化財の学習・啓発活動
 - ・市内小・中学校への出張事業やフィールド学習の充実に努めます。
 - ・公民館等で開催の地域学習や「市役所出前事業」の支援・協力に努めます。
 - ・市内の重要遺跡等をテーマにしたシンポジウム等を開催します。
 - ・地域史料を活用した「歴史講座」「古文書読解の会」等の開催に努めます。

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策4 郷土芸能の継承と支援

—現状と課題—

市内には、各地域で大切に伝えられてきた郷土芸能が数多く残されています。お囃子や獅子舞といった郷土芸能は、民俗文化財として貴重であるばかりでなく、地域コミュニティの形成にも大きな役割を担うものです。市内には市無形民俗文化財の「石戸宿のささら獅子舞」の保存会をはじめとする12の郷土芸能団体等があり、これらは地域の祭礼や北本まつり、郷土芸能大会等においてその技を披露しています。また、このうち9団体は「北本市郷土芸能保存団体連合会」を組織し、芸能活動の活性化と後継者の育成に尽力しています。しかし一方で、少子高齢化に伴う後継者不足により、こうした芸能の継承が危ぶまれており、引き続き、行政と地域、保存団体等が一体となって、保存に向けた取組に努めていく必要があります。

■施策の方向性

- 郷土芸能団体の活動と後継者の育成を支援します。
- 郷土芸能の保存と記録に努め、その重要性和魅力について情報発信します。
- 北本市郷土芸能保存団体連合会の活動を支援します。

■主な取組

- 郷土芸能団体の支援と後継者育成
 - ・国、県、財団等の補助について情報を集め、団体の支援につなげるよう努めます。
 - ・後継者育成にあたり、団体との連携に努めます。
 - ・市内の小・中学校と郷土芸能団体との連携に努めます。
- 郷土芸能の記録と情報の発信
 - ・貴重な郷土芸能の活動を映像や写真で記録します。
 - ・市内で活動する郷土芸能の魅力をホームページ等で発信します。
 - ・市内の郷土芸能を解説したリーフレット等の作成に努めます。
- 郷土芸能保存団体連合会の支援
 - ・継続的に郷土芸能大会を開催し、これを共催します。
 - ・市外で活動する郷土芸能団体との交流について支援します。

北本市の歴史を彩る文化財



東間の富士塚



天神社のささら獅子舞



デーノタメ遺跡の調査風景



デーノタメ遺跡
出土クルミ形土製品



石戸蒲ザクラ

第3章 計画の推進に際して

- I 社会全体で取り組むための連携、協力等
- II 計画の着実な実現（点検・評価の実施）
- III 数値目標（指標）等

I 社会全体で取り組むための連携、協力等

近年の多種多様な教育課題を解決しながら、教育のさらなる振興を図るためには、教育に係る様々な情報を共有し、市民一人一人が教育についての意識を高め、学校・家庭・地域及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、共に支え合い、社会全体で推進していくことが大切です。

(1) 家庭との連携・協力

教育基本法第10条第1項では、保護者は子供の教育について第一義的責任を有することが示されています。学校と家庭は、役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力して教育に携わっていくことが重要です。

一方で、家族構成の多様化や地域社会との関わり方の変化などに伴い、子育ての知識や知恵が継承されず、家庭の教育力低下が指摘されています。

こうしたことから、行政としても、家庭教育の自主性を尊重しつつ、積極的な支援を行うことが求められています。

このため、家庭教育学級^{*}、学校公開日等、保護者がいつでも子育てや教育について相談し、交流できる体制を拡充するなど、家庭との連携・協力を推進していきます。

[参考]

教育基本法 抜粋

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(2) 地域との連携・協力

地域には学校教育をはじめ、生涯学習等を推進する多彩な人材がいます。このため、市と学校は、地域に情報を積極的に発信するとともに、NPO^{*}、企業や民間団体とも連携を図り、協力しながら、地域の人材を積極的に活用して、地域の教育力を高めていくことが求められています。

現在、本市では、全小・中学校に設置する、地域のボランティアによる学校応援団の活動を推進し、児童生徒のなどの支援に努めています。このほかにも、地域の教育

力を活用した学習支援活動として、補習事業の「ナイトスクール^{*}」や「土曜補習」の実施により、児童生徒の学習意欲を増進させています。さらに、中学校の部活動指導などにも、地域のボランティアが積極的に支援するとともに、学校の教室等を拠点に、放課後の子供の居場所づくりとして放課後子ども教室^{*}を全小学校に開設し、児童生徒のやりがいの創出に努めています。

また、郷土を愛する豊かな人間性をはぐくむため、伝統文化や郷土芸能にふれあう交流活動を、地域や学校との連携により推進し、今後も、こうした取組をとおり、学校の活性化と、地域住民同士の交流をさらに活発化し、地域の絆を一層深めていきます。

(3) 学校の取組

教育施策の推進に当たっては、子供の教育を中心的に担っている学校の取組が重要です。

学校においては、学校教育法や学校教育法施行規則に基づき、計画的に教育活動を行い、学校運営の状況について教職員や保護者、学校運営協議会委員による評価を行い、その結果を踏まえて学校運営の改善を図ります。また、この情報は、保護者や地域等と共有していきます。

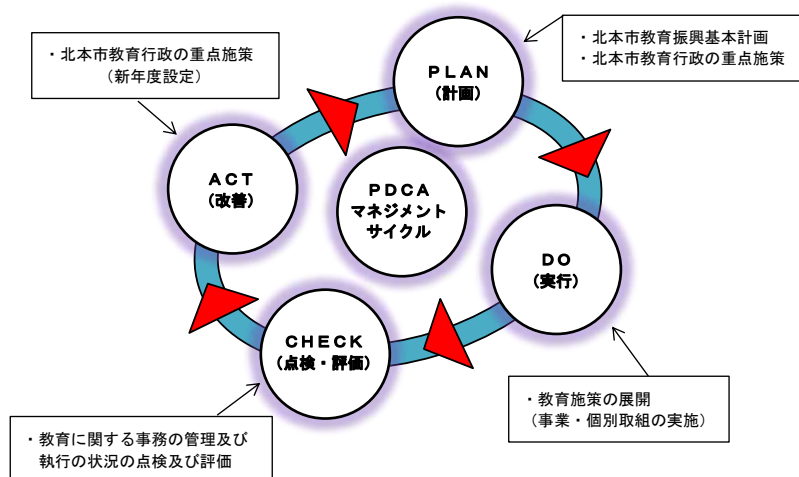
(4) 市の取組

本計画を進めるに際し、教育施策の実施主体として、市長と教育委員会の双方において教育行政の方向性を共有し、教育に関する様々な情報を発信するとともに、良好な教育環境の整備に努めます。また、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすにあたって、支援及び啓発に努めます。

II 計画の着実な実現（点検・評価の実施）

「第3期北本市教育振興基本計画」を効果的かつ着実に実施するため、その年の重点的施策を明確にする「北本市教育行政の重点施策」を毎年度策定し、計画の進捗状況を把握するとともに、目標の達成状況を検証し、次年度の取組に生かすため、PDCAサイクルにより計画を推進します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たしていきます。



マネジメントサイクル：PDCAサイクル

PLAN（計画）－DO（実行）－CHECK（点検・評価）－ACT（改善）

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅲ 数値目標（指標）等

第3期計画の進捗状況の把握と成果を明らかにしていくため、各施策の達成目標として掲げる指標（数値目標）は、次のとおりとなります。

指標	現状 (令和3年度末)	目標 (令和9年度末)	関連施策
県学習状況調査の各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合	50.0%	100.0%	I 1 ほか
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクの割合	76.7%	87.0%	II 7
学校給食における地場産食材の使用量*下段に5月1日児童生徒数を参考掲載	2.46kg/人	2.50kg/人	II 6
放課後子ども教室における学童保育室との共通プログラムの実施頻度	各教室 0回/年	各教室 3回/年	III 4 IV 2
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	55回/年	240回/年	III I (I 1・II 5)
学校応援団の年間支援活動日数（1校平均）	135日	180日	IV 4
市民大学きたもと学苑の講座数	178講座	200講座	V 1
人財情報バンク登録者数	187人	190人	V 1
市役所出前講座	18件/年	25件/年	V 1
市民1人当たりの公民館年間利用回数	4.2回	7.3回	V 2
市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	4.7冊	5.6冊	IV 3 V 2
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	0.6回	0.8回	V 2
市民1人当たりの社会体育施設（学校体育施設開放を含む）年間利用回数	4.39回	5.00回	V 3
保護されている指定・登録文化財件数（国・県指定文化財を含む）	53件	55件	VI 1
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	17講座	30講座	VI 3

※令和3年度現状については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業が中止となったことから、指標及び実績数値に影響が出ていますのでご了承ください。

参考資料

- 1 用語解説
- 2 次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱
- 3 次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 4 策定経過

1 用語解説

行	用語	説明	掲載 頁
あ	I o T	Internet of Things の略。映像、文字情報などの様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより新たな価値を創り出す仕組みの総称。	30
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。	2・5 6・30 31・34 54
	アクティブ・ラーニング	児童生徒が、受け身的に授業を受けるだけでなく、自主的に調べたり議論したりすることで「主体的・対話的で深い学び」を目指し、自ら考える力の育成を図るこれからの学習過程。A L と略される。	22・46
い	石戸蒲ザクラ	石戸宿3丁目の東光寺境内にあり、大正11年(1922)に国の天然記念物に指定された。樹齢800年ともいわれ「源範頼」の伝説が伝えられている。	75・77
	石戸城跡	石戸宿6丁目地内にある戦国時代の城跡。埼玉県選定重要遺跡。	75
	いじめ	子供が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめ防止対策推進法(平成27年7月)で法制化された。	14・22 29・38 44
	板石塔婆 (いたいしとうば)	中世の石塔の一種。かつて蒲ザクラの根元に立っていた板石塔婆群のうち、貞永2年(1233)銘の板石塔婆は、市内最大・最古であり、全国でも4番目に古い。(県指定考古資料)	77
	インクルーシブ教育システム	障がいのある者と障がいのない者が可能な限りともに学ぶ仕組み。	35・36
え	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能(言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術、または、コンピュータによる情報処理システムの設計等に関する研究分野)を指す。	30
	A L T	Assistant Language Teacher の略。学校や教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事するとともに、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。	30

	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流をとおして社会的ネットワークを構築するサービス。	6
	ADHD	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。発達レベルに不十分な不注意（注意力障害）・衝動性・多動性を示す行動障害。	36
	NPO	Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。	81
	LD	Learning Disability の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。	36
か	学力向上推進委員会	各小・中学校においての学力向上のための方策等を協議しながら、市内の学力向上について共通理解を図っていく委員会。	29
	学力向上プラン	全国及び埼玉県の学習状況調査の結果をもとに、学校の課題を設定し、解決に向けた手立てのもと実践をし、評価をしていくためのプラン。	29
	学級崩壊	子供たちが教師の指導に従わず授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない状況。	43
	学校応援団	学校・家庭・地域が一体となって子供の育成に取り組むために、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。学習活動の支援や安全確保への支援・学校の環境整備への支援などを行っている。	9・23 64・81
	学校関係者評価	学校評価の実施方法として、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果について評価すること。	54
	学校体育施設開放連絡協議会	学校体育施設利用団体の代表者により組織された施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする連絡協議会。	71
	学校4・3・2制	北本市の小中一貫教育の取組のこと。義務教育9年間を見通した学びの継続性を重視し、確かな学力を身に付けさせる。また、児童生徒や教職員の交流を図ることで情報を共有し、個に応じた指導を行う。	28・43 52・53
	家庭教育学級	親や保護者が家庭教育に関する学習を行う事業。各小・中学校のPTAが企画運営するものや、就学前の子育て講演会などがある。	17・81
き	GIGAスクール構想	一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。	30・31

	K I S E P	Kitamoto Inter School Exchange Program の略。北本高校と市内小・中学校との交流事業であり、授業公開や高校から出前授業、スポーツ、文化部等、生徒派遣も行っている。	53
	北本市危機管理指針	危機対応についての基本的な考えを定め、危機管理体制を強化するとともに危機対処施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図り、安心・安全なまちづくりに資することを目的に定められた本市の指針。	50
	北本市総合振興計画	北本市が長期的な展望に基づいて、まちづくりの目標を示すとともに、行政を総合的、計画的に運営するため各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、行政運営の最も基本となる計画。	3
	北本市男女共同参画プラン	北本市が男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。	38
	キャリア教育	従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義であるが、「進路指導」が上級学校への移行（出口指導）に偏重している現状から、職業教育を含め、生き方指導を「キャリア教育」という。	22・33
く	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。	2・5 6・30
こ	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	5
	国際交流ラウンジ事業	国際理解学習及び国際交流の普及を奨励し、生涯学習関係団体に国際交流の場と機会を創出する事業。	68
	こころの教育推進事業	スポーツや科学、職人、芸術家等の専門家を招き、授業や学校内でのふれあい活動や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図る事業。	34・41
さ	彩の国教育の日	教育に対する関心と理解を一層深める機会として、毎年11月1日を「彩の国教育の日」と埼玉県で定め、家庭、学校、地域社会の連携のもとに、教育に関する様々な取組を推進している。	41
	彩の国の道徳	埼玉県で編集された道徳教材であり、埼玉県出身の偉人の生き方や伝統文化をはじめ、規律ある態度や情報モラル、公共マナー等を扱っている。	40
	さわやか相談員	中学校で不登校をはじめとした様々な悩みの相談を行う者。教職員と連携して悩み解決の支援を行う。	44
し	支援籍	障がいのある児童生徒が在籍する学校または学校以外で、必要な	35

	学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	
自閉症スペクトラム障害	自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれる。症状の強さによって、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ1つの障がいの単位だと考えられている（スペクトラムとは「連続体」の意味）。典型的には、相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏りやこだわり等の3つの特徴が現れる。	36
市役所出前講座	市内団体が政策や暮らしに関する「聞きたい」・「学びたい」内容について、職員が出向いて説明を行う講座。環境や福祉、年金など様々なテーマで、約30講座を開設している。	67・68
市民大学きたもと学苑	様々な分野の知識や経験などをもつ人材を募り、市民主体で学び合い、教え合い、高め合う場として、平成19年に設立された。「楽しむ学習」「地域学」「キャリア学」など、多彩な講座が開かれている。	2・67
就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の就学に必要な費用の一部を支給する制度。	57・58
就学支援委員会	就学児童をはじめ在学児童生徒の就学先を、就学支援委員の話し合いのもと適切に判定し、保護者に提示していく委員会。	35・36
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中座ってられない、他者の話を聞けない等の状態が数か月続く現象。	43・52 53
生涯学習情報誌	市内の各公民館などを主な活動場所とするグループ・サークルの活動情報を掲載した情報誌。団体情報の他にも、生涯学習に関する刊行物や地域学習センター等の案内を掲載している。	67・73
情報モラル	情報社会を健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度。	6・31
新・北本市放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育室及び放課後子ども教室の一体型運営を推進する計画。	62
人権感覚育成プログラム	さまざまな人権教育に関わる問題に対して、児童生徒が自分の大切さを認めるとともに、他人の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成するため、埼玉県が作成したプ	38

		ログラム。	
	人財情報バンク	市民がもっている知識や技術、経験を地域の「財産」と考え、市民活動やまちづくりに活かす人材登録制度。美術や工芸、音楽など様々な分野で、多くの個人、団体が登録している。	67
す	スクールガード・リーダー	県と市町村が共同して、地域ぐるみで効果的・継続的な子供の安全確保に向けた体制を整備するため、県の委嘱を受けて各小学校に1名配置している。 北本市では主に児童の登下校時の交通安全見守りや通学路上の安全確認・点検をボランティアで実施している。	50
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒がおかれた諸問題（主に家庭環境の問題）について相談を受け、学校や関係機関と連携しながらその解決を図る者。	44
	スケアード・ストリート教育技法	学習者に「恐れ」を体感させることにより、社会通念上望ましくない行為を自主的に行わせないようにする教育技法。	49
せ	性的マイノリティ	性自認、性的指向のあり方が多数派と異なる人などのことを指す。セクシュアルマイノリティ、性的少数者とも言う。	6
そ	Society5.0時代	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	30
た	大学公開講座	市民を対象に、現代のかつ高度で専門的な学習機会を提供するため、大学と連携・協力して開催する講座。	68
	体力向上推進委員会	児童生徒の体力向上に関する調査研究や計画の策定・推進などを行うため、市内小・中学校の校長や教頭、栄養士などの代表者により組織される委員会。同様な目的で各学校にも設置されている。	47
ち	地域安全マップ	身近な地域の安全や防犯について具体的に調査し、作成する地図。利用することにより、児童の安全への意識を高めることができる。	49
	地域活動室	学校に地域の方が集う「地域の拠点となる学校づくり」を推進するために開設された活動の場。文化活動や福祉活動が行われており、児童生徒の交流や授業への支援等を実施している。	9・23 57・64
	中1ギャップ	中学校入学後、新しい環境での学習や生活へうまくなじめず、ストレスから不登校等の問題行動につながっていく現象。	44・52 53
つ	通級指導教室	通常の学級に在籍し、知的に遅れがないものの、発達及び情緒面において一部支援が必要とされる児童生徒が、状態に応じて特別な指導を行う教室。	35
て	デージー図書	視覚障がい者などを対象にしたCD形態の録音図書。	70
	デーノタメ遺跡	下石戸下地内にある縄文中期・後期の大規模集落とそれぞれの水	75

		場遺構が残る貴重な遺跡。特に縄文中期の集落は関東最大級の規模と言われている。	
と	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に伴う必要な費用の一部を支給し、特別支援教育の振興を図る制度。	57・58
	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。	35・36 58
	特別支援教育コーディネーター	適切な支援のため関係機関や関係者との連絡・調整を行い、とりまとめの役割として各小・中学校内で指名されている者。	35・36
な	ナイトスクール	学習意欲のある中学生を対象に、市が会場を提供し、講師を派遣する任意参加の学習の場。	29・82
に	入学準備金貸付事業	高校・大学等入学の際にかかる費用の調達が困難な世帯に貸付けを行い、教育を受ける機会を確保することを目的とする事業。	57・58
は	バーチャル	Virtual。英和訳は「仮想の」。実際の事実としては存在しないが、本質的には存在する様。	34
ひ	非行問題行動	飲酒、喫煙、深夜はいかい、暴力行為などの不良行為に限らず、学校その他の社会における様々な反社会的、非社会的な逸脱行動。	43・51
ふ	ブックトーク	その本の面白さ、すばらしさを伝え、読んでみたいという気持ちを起こさせることを目的に、一定のテーマに沿って複数の本を聞き手に紹介すること。	63・70
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的または、社会的要因や背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況（年間30日以上欠席のもの。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）にあること。	13・22 29・43 44・52 53
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末等の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業。	2・10 57・62 82
め	メッセージングアプリ	モバイル端末向けのインスタントメッセージの総称。リアルタイムで、テキストの送受信を1対1またはグループで行えるほか、音声通話機能をもつものもある。	6
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーの考え方に対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	35・36 50
り	リカレント教育	学校教育を終えて社会の諸活動に従事してからも、個人の必要に	18

		応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる、循環・回復型の教育システム	
わ	私たちの道徳	文部科学省が「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教材。道徳の時間をはじめ、様々な教育活動や家庭や地域でも活用できるようになっている。	40

2 次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めるに当たり、幅広い意見を反映させるため、次期北本市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成28年7月20日教育長決裁）第1条の規定により設置された次期北本市教育振興基本計画策定委員会の作成した次期教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表
- (2) 市内に在住する児童又は生徒の保護者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める次期北本市教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、次期北本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次期北本市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき次期北本市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育部副部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

学校教育課長 学校教育課副課長 生涯学習課長 文化財保護課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会に、次期北本市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 第4条から前条までの規定は、作業部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

4 策定経過

月日	区分	概要
令和4年		
1月27日	教育委員会	次期北本市教育振興基本計画策定スケジュールについて
4月12日		次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
7月14日	策定委員会 作業部会1	北本市教育施策大綱及び次期北本市教育振興基本計画の作成方法について
8月25日	教育委員会	北本市教育施策大綱案について
9月22日	総合教育会議	北本市教育施策大綱について
11月10日	作業部会2	次期北本市教育振興基本計画（案）の確認・修正作業について
12月8日	検討会議1	次期北本市教育振興基本計画（案）について内容検討
12月9日	作業部会3	次期北本市教育振興基本計画（案）の確認・修正作業について
12月19日	検討会議2	次期北本市教育振興基本計画（案）について
12月22日	教育委員会	進捗状況の報告
12月28日 ～ 1月28日	パブリック・ コメント手続	第3期北本市教育振興基本計画（案）
令和5年		
1月26日	教育委員会	進捗状況の報告
2月16日	教育委員会	第3期北本市教育振興基本計画について（議決）
	総合教育会議	第3期北本市教育振興基本計画について（報告） 北本市教育施策対大綱（令和5年度～令和9年度）について（議決）

第3期 北本市教育振興基本計画

発 行 令和5年3月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊

